

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

## 印度契約条例

---

(発行年 / Year)

1910

印度契約條例

法典調查會

一 單簡十名釋

範圍

實施

廢止、法令

二 解款、句

第一章 申込、通知、受諾、及、言消

三 申込、通知、受諾、及、言消

四 通知完成、時

五 申込及、受諾、言消

六 言消、如何、シテ考サレ、カ

七 受諾、絶対、ナラザル、ハ、カ

八 條件、履行、又、ハ、約因、取銷、ニ、ヨリ、受

諾

九 明至、又、ハ、點子、約束

第二章

契約、銷除、シ、得、ル、契約、及、び

十 如何、ナル、合意、ハ、契約、ナリ、ヤ

十一 何人、ハ、契約、スル、ニ、堪能、ナリ、ヤ

十二 契約、ニ、要、スル、健心、ト、ハ、何、ッ、ヤ

十三 同意、定義

十四 自由同意、定義

十五 強暴、定義

十六 不当、勢力、定義

十七 詐欺、定義

法典調査會

十八 虛陳ノ定義

十九 自由同意トテ合意ノ銷除シ得ヘキコト

ト

二十 當事者双方ニ事實ノ錯誤アルトキハ

合意ハ無效ナリ

二十一 法律ノ錯誤ノ結果

二十二 契約ハ只當事者一方ノ事實ノ錯誤ノ

為メ銷除シ得心キコヤラス

二十三 如何ナル約因及ニ目的ハ合法トシテ

如何ナルモノト為ラサルカ

二十四 合意ハ約因及ニ目的ノ一部ノ不法ナ

ル為メ無效ナリ

法典調査會

二十五 約因トキ合意ハ無效ナリ

書面ニテ且登記スルカ

又ハ既遂ノヤル事ヲ償フ為メノ約束

ナルカ

又ハ期限法ニヨリテ停止セラルル

債務ノ仕拂ヲ約束スルカニアラザレ

バ

二十六 婚姻抑制ノ合意ハ無效ナリ

二十七 高業抑制ノ合意ハ無效ナリ

其顧客ヲ賣リシ職業ヲ管マザトノ合

意ヲ留存スルコト

解散前ニ於ケン祖合リ(異)間ノ合意ヲ

祖合ノ継続間、合意ナリ

二八

訴訟ヲ抑制スル合意ハ無効ナリ  
生シ得ハトキヲ仲裁ニ委セシト、契  
約、留存

カ、ル契約、若メニ停止セラルタル  
訴訟  
既若、問題ヲ仲裁ニ委セシト、契約  
、留存

二九

合意ハ不確實ナルカ若メニ無効ナリ  
賭博、合意ハ無効ナリ

三〇

競馬ニ於テル、マル債權、若メニ誤リ  
ル例外  
印度刑法第百九十四節イ号ニ影響  
ナシ

法典調査會

第三卷 未必、契約

三一

未必契約、定義

三二

事件ノ發生ヲ条件トセル契約、強要

三三

事件、不生ヲ条件トセル契約ノ強要

三四

契約ノ条件タル事件ハ発生ノ將來ノ  
行爲ナルトキハ、而時ニ不能トナシ  
トセラル、ヤ

三五

一定時間内ニ特別ノ事件、發生ヲ条  
件トセル契約ハ、何時無効トナセ  
ヤ

一定時間内ニ特別ノ事件ノ不生ヲ条  
件トセル契約ハ、何時強要セラル得ル  
ヤ

三六

不能ノ事件ヲ条件トセル合意ハ無効

第四章

聖約ノ履行

履行セサルハカヲナル契

約

三七 聖約ノ當事者ノ義務

三八 履行ノ申込ヲ受諾スルコトヲ拒ムノ

統軍

三九 當事者全ク其約束ノ履行ヲ拒ミシト

キノ統軍

何人カ聖約ヲ履行セカ

ルハカヲナルカ

四〇 約束ヲ履行セハキ人

四一 締三者ノ履行ヲ受諾スル統軍

法典調査會

四二 連合責任ノ轉落

四三 連合者約者ノ何人又其履行ヲ迫ラシ

各者約者ハ合カヲ迫ルヲ得

合カノ欠缺ニヨル損失ノ分配

四四 一人ノ連合契約者ノ免除スルノ統軍

四五 連合權利ノ轉落

履行ノ時間ト場処

四六 時ニ特定セズ請求ミセラレサル場合

ニ於テ履行ノ時

四七 時ニ特定シテ請求セラレサル場合ニ於

テ履行ノ時ト處

四八 履行ノ請求ハ適當ノ時ト處ニ於テ

ルハニ

四九 誘求ハセラレズ堪處ハ空ラサル堪允

ニ於ケル約束履行ノ堪取

五〇 契約者ノ指命又ハ推許スル方法又ハ

時間ニ於テスル履行

相互約束ノ履行

五一 契約者ハ相互約束ノ履行力用意ナシ

且款セラレ、ニヤラサレハ履行スル

ヲ要セス

五二 相互約束履行ノ順序

契約カヨリテ以テ效果ヲ生スヘキ事

体ヲ妨ケル者事者ノ責任

五四 相互約束ヨリ成之セシ契約ニ於テ先

キニ履行セラルヘキ約束ノ不履行ノ

效果

五五 時ヲ要素トスル契約ニ於テ定時ニ履

行シ得サリシ效果

時ニ要素ニアラサルトキニカ、ル違

失ノ效果

合意以外ノ時ニナセル履行ヲ受諾ス

ル結果

五六 不能ノ行為ヲナセントノ合意ニ效果

ナリ

不能ノ行為或ハ後ニ不能又ハ不能ト

ナル行為ヲナセントスル契約ハ何時

無効トナルヤ

不能又ハ不能ト孰レ行為ノ不履行ヨ

リ

リ

法典調査會

リ生スル損害、賠償

五 違法ト不法、事ヲ為サシト、約束アリトキハ前者ハ契約ニシテ後者ハ無効、合意ナリ

六 交互約束ニ於テ一部ハ不法ナルトキ違法ノ部分、ニ得要セラル、ヲ得  
辨済、元者

六九 仕拂フヘキ債務、指定セラルタル場合ニ於ケル辨済ノ適用  
六〇 仕拂フヘキ債務、指示セラルル場合ニ於ケル辨済ノ適用

六一 何レノ当事者モ元者ヲナシ、ル場合ニ於ケル辨済ノ適用

法典調査會

履行ヲ要セサル契約

六二 妻代銷除又ハ妻更セラルタル契約ハ履行ヲ要セス

六三 受約者ハ約束、履行ヲ免除又ハ宥除スルヲ得

六四 銷除シ得ヘキ契約ノ銷除ノ後果無効合意又ハ無効トナル契約ヨリ僅

六五 蓋シ受ケタル人ノ義務  
六六 銷除シ得ヘキ契約ノ銷除ノ通知又ハ言消ノ方法

六七 履行ニ関シテ約束者、相互ノ便宜ヲ与フルコトヲ受約者ハ怠ル結果

第七 章 契約、ヨリテ創設セラル



レタルモノニ似タルアル特種ノ  
關係

六八 契約スルニト能ハサル又ニ給スルカ

又ニ彼レノ爲メニ給セシ必要物ニ対

シテノ權利

六九 他人カ負キ其任拂ニ自ラキ利害關係

ヲ有スル金錢ヲ任拂ヒタル又ハ、返

債

七〇 不恩惠行爲ノ利益ヲ享受スル又ノ義

務

七一 物品発見者ノ責任

七二 誘信又ハ隱匿ニヨリ金錢ノ任拂又ハ

物品ノ引渡ヲ受ケタル人ノ責任

法典調査會

第六卷 破約ノ結果

七三 破約ヨリ生ズル損害又ハ損害ノ賠償

契約ニヨリテ割設セラレタル義務ニ

類スル義務ノ履行ノ欠缺ニ対スル賠

償

七四 其契約中ニ破約ノ場合ニ任拂フヘキ

モノトシテ一定額ノ兩言セル契約ノ

破毀ニ対スル賠償要求ノ權

七五 両書ニ契約ヲ銷除スル當事者ハ賠償

ヲ受ケル權アリ

第七章 物品ノ賣買

賣品ノ所有權移轉ノ

時

七六 物品ノ定義

七七 賣買ノ定義

七八 賣買ハ如何ニ成孰セザル、カ

七九 尚後ニ確定製作又ハ仕上セザルハ

ト賣品ノ所方移轉

八〇 賣主ハ買主其物ヲ受取ル迄ノ右様ニ

考スルハ物品ノ賣買ノ完成

八一 代價確定ノ考メニ賣買物品ニ何事カ

カ考スルハ市場交ニ於ケル物品ノ賣買

ノ完成

八二 契約ノ當時物品ノ不確定ナル場左ニ

於ケル賣買ノ完成

八三 後ノ元者ニヨリテ物品ノ確定スルコ

法典調査會

ト

八四 賣主ノ摺扶ニヨル物品ノ確定

八五 動産カ不動産ト共ニ賣渡サレタルト

ト其所方移ノ移轉

八六 物品ハ自己ノ財産トナリタル後ハ買

主其摺實ヲ負擔スルコト

八七 未夕現在セサル中ニ賣渡サレト合意

セシ物品ノ所方移轉

八八 契約ノ日ニ賣主ノ存者セザル物品ヲ

賣渡シ且引渡ス契約

八九 契約ニヨリテ定コラザル代價ノ決定

引渡

九〇 引渡ハ如何ニセザル、カ

九一 埠頭守又ハ運送人ニ引渡ス效果

九二 一部引渡ノ效果

九三 買主引渡ノ請求スル迄賣主引渡ヲ要

セス

九四 引渡ノ場處

賣主ノ留置権

九五 賣主ノ留置権

九六 仕拂ハ將來ノ日ニセラルベシト定マ

ルニ引渡ノ時ノ定マラサシ場合ノ留

置権

無資力ノ空義

九七 仕拂ハ將來ノ日ニセラルヘク賣主ハ

物出カ賣主ノ占有ノ域ルコトヲ許ス

法典調査會

場合ニ賣主ノ留置権

九八 後ノ買主ニ對スル賣主ノ留置権

九九 賣主ノ運送中賣主ノ力

一〇〇 物出ハ何時ノ運送中ニヤリト思ハル

ヘキカ

一〇一 賣主<sup>出</sup>権ノ継続

一〇二 買主ニヨリテナサルノ権利ヲ表照ス

ル証書ノ讓渡ニヨル賣主<sup>出</sup>権ノ停止

一〇三 特別ノ保全ヲ担保スル爲メニ権利証

書ノ讓渡サレタル場合ニ賣主如何

ニテモ美止メ得ルヤ

一〇四 美止ハ如何ニ仕遂ケラルカ

一〇五 賣主ノ権利ノ通知

一〇六 差止ニ於ケル賣主ノ權利

再賣

一〇七 買主ノ履行ノ欠缺ニヨル再賣

權利

一〇八 物品ノ賣主ヨリ買主ニ譲渡スル權利

一〇九 権利ノ惡シキトニヨル賣主ノ責任

一一〇 良好ナルト又ハ品質ノ點示ノ担保ヲ定ムルト

一一一 確カナリトノ担保ハ食品ノ賣主ニ包含セラル

一一二 全体ノ担保ハ見本ニヨル物品ノ賣主ニ包含セラル

一一三 物品トヤル持別ナル名稱ノモノナリ

一一四 トテ賣ラレタル場合ノ點示ノ担保

一一五 ヲク知レ渡ラタル特種ノ貨物ノ賣主ニ於ケル担保

一一六 賣主ハ如何ナルトキ隱レタル瑕疵ニ對シテ責ナキカ

一一七 担保破毀ニ於ケル賣主ノ權利

一一八 確定セサル物品ニ對シテ担保ノ破毀タル場合ニ於ケル賣主ノ權利

一一九 注文品ト注文セサル物品送ラレトキ買主ハ如何ナルトキ之ヲ拒絶シ得

一二〇 雜則

法典調査會

ルヤ

一〇 受諾スルコトヲ不當ニ拒絶スルノ徒

罪

三一 買主定時ニ代價ヲ付拂フコトヲ誤ルコト

ニヨル銷除ノ虞シテノ賣主ノ權利

三二 競賣ニヨリ賣ラレタル競賣物ノ賣買

ト移轉

三三 賣主代價ヲ引上ケル者ニ及伴ノ評價

ヲ用エル結果

第八章 賠償ト保証

一四 賠償ノ契約ノ定義

一五 訴ヘラレタル場合ニ於テ人賠償所持

者ノ權利及責任

法典調査會

一六 保証保証人主債務者及ヒ債權者ノ契

約

一七 保証ニ対スル原因

一八 保証人ノ責任

一九 継続的保証

二〇 継続的保証ノ言簡

二一 保証人ノ死亡ニヨル継続的保証ノ言

簡

二二 債權者ハ二人ノ責任ハ保証ノ間ニ

ル彼等間ノ内約ニヨリテ影響セラル

ス

二三 契約ノ全項ノ変更ニヨル保証人ノ免

責

一四 主債務者、免除又ハ免責ニ由ル保証人ノ免責

一五 債権轉讓主債務者ト和解シ時ヲ与ヘ又ハ訴ヘスト合意スルトキ保證人ノ免責

一六 主債務者ニ時ヲ与ヘントシ合意第三者トナサル、トキハ保証人ハ免責セラス

一七 債権者ノ訴訟ノ避止ハ保証人ヲ免責セズ

一八 共同保証人ノ一人ノ免除ハ他ノ者ヲ免責セズ

一九 保証人ノ有力ナル救済方法ヲ害スル債権者ノ行爲又ハ不行爲ニ由ル保証人ノ免責

法典調査會

二〇 仕拂又ハ履行ヲナスコトニ由ル保証人ノ権利

二一 債権者ノ担保ノ利益ニ對シテ有スル保証人ノ権利

二二 塵積ニ由リテ得ラレシ保証ハ無カナリ

二三 隠蔽ニ由リ得ラレシ保証ハ無カナリ

二四 共同保証人ノ連合スル途ハ債権者具シテ保証ノ棄シテ働クヘカラストシ合意ナリノ保証

二五 保証人ニ賠償セシトシ黙秘  
二六 共同保証人ノ等分ニ概出スルノ責アリ

一四七 異類：責ヲ負フ共同保証人ノ責任

第九章 寄託

一四八 寄託、寄託者及ビ受寄者ノ定義

一四九 受寄者ハ、引渡ハ如何ニセウル、カ

一五〇 寄託物、瑕疵ヲ開示スル寄託者、本

不

一五一 受寄者ノナスル注意

一五二 如何ナルトキ受寄者ハ寄託物、滅失

等ニ対シテ責ヲキカ

一五三 条件ハ不両立ナル受寄者ノ行為ニヨ

リ寄託ノ終了スルコト

一五四 寄託物ニヨリ、權利ヲキ使用ヲナス受

法典調査會

寄者ノ責任

一五五 寄託者ノ同意ヲ以テ彼ノ物品ト受寄

者ノ物品トシテ混合スルノ結果

一五六 寄託者ノ同意ヲシテ混合セシ物品

ノ分離サル得ルトキ、結果

一五七 寄託者ノ同意ナクシテ混合シ、物品ハ

分離サル得サルトキ、結果

一五八 寄託者ニヨリテナサル、必要費ノ掛

返

一五九 恩惠寄託物ノ返復

一六〇 時ノ終了又ハ目的ノ達成ニヨリ寄託

物、返還

一六一 物品ハ受領時ニ引渡シ又ハ提供セラル

サルトキニ受寄者ノ責任

一六二 死亡ニヨリ恩惠寄託ノ終了スルコト

一六三 寄託者ハ寄託物ヨリノ増加物又ハ利

益ヲ得ル権アリ

一六四 受寄者ニ対スル寄託者ノ責任

一六五 多クノ連合寄託者ニヨリテ十サレ

寄託

一六六 権利ナキ寄託者ニ再引渡リナスコト

ニヨリ受寄者責ヲ負ハス

一六七 寄託物ヲ要求スル第三者ノ権利

一六八 物品発見者ノ権利

申出サレタル特別競債ヲ得トテ訴ヘ

出ツルヲ得

法典調査會

一六九 通常賣買セラル物ノ発見者ハ如何

ナルトキ五リ賣却シ得ルヤ

一七〇 受寄者ノ特別ノ留置権

一七一 銀行者代理商掉頭字號發士及ハ保陸

証書ノ仲買人ノ一般ノ留置権

質ノ寄託

一七二 質質主及ビ質取主ノ定義

一七三 質取主ノ留置ノ権

一七四 質取主ハ其モノノ質メニ物品質入ヤ

ラレタルモノヨリ外ノ債務又ハ約束

ノ質メニ留置スヘカラス

後ニナス出金ノ場合ニ於ケル推定

一七五 質ヤセシ非常費ノ償スル質取主ノ権



一七六 質主が飲マナス場合、於ケル質取主、  
、橋

一七七 質主が飲ム質主、空名に橋

一七八 物品又ハ物品、橋利証書、占有者、  
ヨリテナケル、質

一七九 質主に限ルアル利益ヲ有セル場合ノ  
質

質

受寄者又ハ受託者ヨリ加害者ニ

対スル訴訟

一八〇 加害者ニ対シ<sup>等</sup>質託者又ハ受寄者ニヨ  
リテナケル、訴訟

一八一 カ、ル訴訟ニテ得タル補償又ハ賠償  
、配分

法典調査會

第十章

代理

代理人ノ擔任及ヒ橋限

一八二 代理人ト本人、豈義

一八三 何人ハ代理人ヲ用ユルヲ得ルカ

一八四 何人ハ代理人ヲ得ルカ

一八五 約因ハ必要ナラス

一八六 代理人ノ橋利ハ明示又ハ黙示ナリ得

一八七 明示又ハ黙示、橋利、豈義

一八八 代理人ノ橋利ノ範圍

一八九 非常ノ場合ニ於ケル代理人ノ橋利

復代人

一九〇 如何ナルトキ代理人ハ代理ヲ轉付シ  
能ハサルカ

一五一 復代人ノ定義

一九二 適當ニ撰任セラルタル復代人ニヨリ

テ本人ノ代表セラルル

復代人ノ為メニ負フ代理人ノ責任

復代人ノ責任

一九三 權利ナクシテ撰任セラレシ復代人ノ

為メニ負フ代理人ノ責任

一九四

本人下ノ代理事務ニツキ偏ク為メニ代

理人ニヨリテ適當ニ撰任セラルタル

一九五

カ、ル又チ指名スルコトニ関シテ代

理人ノ本分

法典調査會

一九六

彼レノ與權ナシニ彼レノ為メニ為カ

レタル行為ニ関シテ其人ノ權利

一九七

認諾ハ明示又ハ黙示タリ得

一九八

有效ナル認諾ニ要スル知識

一九九

取引ノ一部ヲナセル不與權行為ヲ認

二〇〇

諾スル結果

二〇一

權利ナク行為ノ認諾ハ第三者ヲ害ス

二〇二

ルヲ得ヌ

二〇三

權利ノ言消

二〇四

代理ノ停止

法典調査會

二〇五

代理人目的物ニ利益ヲ有スル場合ニ

於ケル代理ノ停止

三〇三 本人ハ何時代理人ノ權利ヲ言渡スリ得ルヤ

三四 權利ハ一部使用セラルル場合ノ言階

三五 本人ノ言渡又ハ代理人ノ拋棄ニ對スル賠償

三六 言渡又ハ拋棄ノ通知

三七 言渡及ヒ拋棄ハ明示又ハ黙示ナリ得

三八 代理人及ヒ當事者ニアリテハ代理人ノ權利ノ停止ハ何時効果ヲ生スル中

三九 本人ノ死亡又ハ不健心ニヨリテ代理ノ停止セル場合ニ代理人ノ本人ノ復代人ノ權利ノ停止

法典調査會

三〇 本人ニ對スル代理人ノ本人

三一 本人ノ事務ヲ取置スルニ於テ代理人ノ責任

三二 代理人ヨリ出スルヲ要スル熟練ト勉勵

三三 代理人ノ計算

三四 本人ト通信スル代理人ノ本人

三五 代理人本人ノ同意ナク自己ノ計算ヲ以テ代理事務ヲ取扱フ場合ニ於ケル本人ノ權利

三六 自己ノ計算ニテ代理事務ヲ取扱ヘル代理人ニヨリテ得ラルル利益ニ對スル本人ノ權利

三二七 本人ノ計算ニ於テ受取リシ額中ヨリ  
留置スル代理人ノ棧

三二八 本人ノ為メニ受取リシ額ヲ仕拂フベ  
キ代理人ノ本分

三二九 代理人ノ報酬ハ何時ニ仕拂フヘキニ  
トナルキ

三三〇 代理人ハ其行セシ事務ニ對シテ報酬  
ヲ受クル棧ナシ

三三一 本人ノ物品及ヒ紙類ニ對スル代理人  
ノ留置棧

三三二 代理人ノ對スル本人ノ本分  
代理人ハ適法ナル行為ノ結果ニ對シ  
テ賠償セラルヘキナリ

法典調査會

三三三 代理人ハ善意ノサレタル行為ノ後  
果ニ對シテ賠償セラルヘキナリ

三三四 犯罪ノ行為ヲナス者メノ代理人ノ使  
用ニシテ無責任ナルコト

三三五 本人ノ懈怠ニヨリ生ズル損害ニ對  
シ代理人ノナク再償

第三者トノ契約ニ於ケル代理ノ效  
果

三三六 代理人ノナク契約ノ強要及ヒ結果  
代理人ハ權利外ニ走ルトキ本人ハ何

三三七 程迄拘束セラルベキ

三三八 代理人ノ權利ノ超越ハ分屬ニ得ラレ  
サルトナリ本人ハ拘束セラレズ

三二九 代理人、与へたる通知ノ結果

三三〇 代理人ハ本人、若クハセシ契約ヲ自  
ラ確要スルヲ得、又自らソレヨリ  
テ拘束セズレバ

三三一 此レニ及スル契約ノ合意

三三二 附帯セラルル代理人、ヨリテ十サ  
レタル契約ノ当事者ノ責任

三三三 本人ナリト思ヒシ代理人トナセシ契  
約ノ履行

三三四 自ら責ヲ負フ代理人ト取引スル人ノ  
権利

三三五 代理人又ハ本人ヲシテ只本人又ハ代  
理人ノミ責マルモノト信シテ働ラリ

法典調査會

三三六 至ラシメタル結果

三三七 佯ハリノ代理人ノ責任

三三八 佯ハトラ代理人ナリトテ契約スル人  
ハ履行ヲ得ル權ナシ

三三九 代理人ノ権利ナキ存否又權利ナルモ  
フト誘ヒ信セシメタル本人ノ責任

三四〇 代理人ニヨリテ十サレタル履陳又ハ  
詐欺ノ合意ニシテ致セル結果

第十一章 組合

三四一 組合定義

組合体ノ定義

三四二 利益ノ分配ヲ得ル者メニ金錢ヲ出ス  
コトニヨリ實正ニ組合員トナサス

二四 聯休スル組合員ヨリ又ハ死セシ  
組合員ノ代権者ヨリテ事業ニ残サ  
レタル財産

二五 利益ノ分配ニテ報酬セラルル、償又ハ  
代理人ノ組合員ニヤラス

二六 利益中ヨリ年金ヲ受クル亡組合員ノ  
寡婦又ハ小兒ハ組合員ニヤラス

二七 顧客愛却ノ為メニ利益ノ一部ヲ受ク  
ルハ組合員ニヤラス

二八 他人ヲシテ自己ヲ組合員ナリト信セ  
シメタル人ノ責任

二九 組合員トシテ表示セラルルコトヲ許  
ルセシ人ノ責任

法典調査會

三〇 未成年ノ組合員ハ自ら責ナシ、ナルド  
彼レノ持分ハ責アリ

三一 未成年ノ組合員ノ責任  
未成年ノ組合員ノ責任  
未成年ノ組合員ノ責任

三二 組合ノ債務ニ対スル組合員ノ責任  
共同組合員ノ懈怠又ハ詐欺ニヨリ弟  
三者ニ対スル組合員ノ責任

三三 共同組合員ヨリ拘束スル組合員ノ力  
組合員ノ権利及ヒ義務ヲ確定スル契  
約ノ廢罷

三四 及対ノ聖約ナキ場合ニ組合員相互ノ  
關係ヲ定ムル規則

三五 法廢ハ如何ナルトキ、組合ヲ解散シ得  
ル

二五五 業務ノ禁止ニヨリ組合ノ解散

二六 元率項：從々 継続スル 組合：其率項

ノ適用セラル、コト

二五 組合員ノ一般ノ本分

二五 組合ニ関スル取引ヨリ得タル利益ニ

ツキ組合員ニナク計算

二五 競争事業ノ営ム組合員ノ組合員ノ組合員ニ対

スル義務

二六 組合員ノ於ケル変更ニヨリ継続的保

護言消サレ、コト

二六 後ノ義務ニ対シテ組合員ノ財産ノ無

責任ナルコト

二六 組合債務及ヒ別箇債務ノ仕拂

二六 解散後組合員ノ権利及ヒ義務ノ継続

法典調査會

スルコト

二四 解散ノ通知

二五 組合ノ停止後法廷ニヨリ捲統セリ

ルコトトテ請求スル組合員ノ捲

二六 有限責任組合法人組合員ニ株式會社

青板

單箇之名稱

範圍之實施

原之施行

新法、夕

由

新法

原法者、定例

about title

印度契約條例

契約、因スル法律ノ或部分ヲ確定シ且之ヲ改良スルヲ必要トスル力故、茲ニ左ノ如キ規定ヲナス

前加

第一 此條例ハ千八百七十二年ノ印度契約條例

例ト稱セラルル此條例ハ英領印度ノ全部ニ渡リ千八百七十二年九月一日ヨリ施行スヘキ

モノナリ

附録ニ記載セル法令中其分ニ行因ニ特手セ

ルモノハ總テ廢止セラルカレド此條例ハ茲ニ明示ニテ廢止セカレ諸條例諸規則ノ規定

并ニ此條例ノ規定ト相觸セカレ尚尊上ノ習

法典調査會

慣例又ハ契約中ノ偶事等、ハ何等ノ影響ヲ

与ヘズトスルコトナシ

第二 此條例ニ於テハ其行文中ヨリ反對ノ意思

ノ表ハレサレ以上ハ左ノ諸辭ハ左ノ意味ニ於テ用カラル

(イ) 一人自己ノ行為又ハ不行爲ニ他人ノ同意ヲ得レトスルノ目的ニテアル事ヲ為

シ又ハ爲ササルノ意ヲ其人ニ示ストキハ之ヲ手ヤレシノニ申込リテトイハル

(ロ) 申込マレク人其申込ニ同意ヲ表スルトキハ申込ハ受諾セラルトキハ約束トイハル

(ハ) 申込ヲナスノ爲契約トイハル申込ヲ

申込ハ受諾セラルトキハ約束トイハル申込ヲ



約

合意

相互約束

無効合意

契約

銷除し得る契約

無効契約

中止通知  
受諾  
及ヒ言明

受諾スル人ハ受約者トイハル

(一) 為約者ノ需ニヨリ受約者又ハ其他ノ人

ハ或ル事ヲ為セシカ又ハ為サザルシカ

或ハ或ル事ヲ為スリ又ハ為サザルカ或

ハ或ル事ヲ為サント約スルカ又ハ為サ

カラント約スルトキハ斯カル行為不行

為又一其約束ハ約束ニ對スル約因トイ

ハル

(二) 互ニ約因ヲナセル一ノ約束又ハ諸約束

ノ一辭ハ合意ナリ

(三) 互ニ約束ノ全部又ハ一部ヲ成セル約束

ハ相互約束トイハル

法典調査會

(四) 法律ニヨリテ強要し得ラレサル合意ハ

無効ノモノトイハル

(五) 法律ニヨリテ強要し得ラル、合意ハ契

約ナリ

(六) 當事者ノ一人又ハ一人以上ノ選擇ニ從

ヒ法律ニヨリテ強要セラレ得ルモ他ノ

人々ノ選擇ニヨリテハ強要し得ラレカ

ル合意ハ銷除シ得ヘキ契約ナリ

(七) 法律ニヨリテ強要し得ラレユトノ止

ム契約ハ其強要し得ラレ、コトノ止ム

トキハ無効トナル

第一章

第三

中止ノ通知、中止ノ受諾、及ヒ言明

ノ言消ハ申込人、受諾人又ハ言消人ハ之レニヨ  
リテ以テ其申込、受諾又ハ言消ヲ通知セシト  
スルノ行為、不行為又ハ通知ノ効力ヲ有スル  
行為、不行為ニヨリテ夫レ々々ニ付ルモノト  
セラル

第四

申込ノ通知ハ申込ヨル、人、其申込ノ  
知レタル時、完全ナリ

受諾ノ通知ハ申込人、對シテハ其受諾力被  
シ、向テ發送セシテ受諾人ノ管外ニ置カ

レタル時、完全トナリ、受諾人ニ對シテハ、其  
受諾力申込人、知レタル時ニ完全トナリ

言消ノ通知ハ言消人、對シテハ、其言消力言  
消ナル、人ニ向テ發送セラレ言消人ノ管外

ニ置カレタル時ニ完全トナリ、言消ナル、人  
ニ對シテハ、其言消力被シ、知レタル時ニ完

全トナリ

第五 申込ハ其受諾ノ通知力申込人、對シテ

完全トナル以前ナレハ何時ニテモ之ノ言消

ヲ得、以後ナレハ否ラス

受諾ハ其受諾ノ通知力受諾者、對シテ完全

トナル以前ナレハ何時ニテモ之ノ言消スヲ

得、以後ナレハ否ラス

第六 申込ハ左ノコトニヨリテ言消サル

(一) 申込人ヨリ相手方ニ言消ノ通知ヲナス

(二) 受諾ノ為メトシテ申込中ニ一定ノ時間ヲ

コト

コト

コト

コト

コト

コト

指定し置キタルニ其時間ヲ經過スルコト

(三) 受諾者ノ受諾ノ前置條件ノ履行ヲ誤マ

ルコト

(四) 若シ申込人ノ死亡又ハ癡狂ガ受諾前ニ

狂

第七

申込ヲ約束ニ他スルニハ受諾ハ左ノ如クナラサルヘカラス

(一) 絶對ニシテ且變更ナキコト

(二) 申込中ニ受諾方法ヲ指定セル場合ノ外

ハ受諾ハ通常且相當ノ方法ニテ表示ス

ヘシ申込中ニ受諾ノ方法ヲ指定セルニ

法典調査會

受諾ハ其方法ニテナサレサルトキハ

申込人ハ受諾ノ通知ヲ受ケタル後相

當ノ時間内ニ其申込ガ他ノ方法ニヨ

ラス指定ノ方法ニヨリテ受諾セラル

レコトヲ主張スルヲ得サレトモ若シ此

主張ヲナササルトキハ此ハ受諾ヲ

受諾スルナリ

第八

申込ノ條件ノ履行又ハ申込ト共ニ提供

マシムル相互約束ニ對スル約因ノ受諾ニ申

第九

約束ノ申込又ハ受諾ノ言語ニテ為サレ

ル以上ハ其約束ハ明瞭ノモノトイハルカ

ル申込又ハ受諾ノ言語以外ノモノニテ為サ

受諾絶對ニハ  
ハカラス

條件ノ履行ニ約  
因ノ提供ニ受  
諾

明示及默示ノ  
約束

ル、以上ハ黙示ノモノトナハル

第二章 契約銷除シ得ル契約及ヒ無

効ノ合意

如何ニ合意  
ハ契約ナリヤ

第十 契約ヲ成シ得ル當事者ノ自由ノ同意ニ

依リ、合法ノ約因ニ對シ、合法ノ目的ヲ持シ而

シテ並ニ明カニ強効ト宣言セヨシサレ總テ

ノ合意ハ皆契約ナリ

此節ノ規定ハ、英領印度、於テ効力ヲ有シ並

ニ明示ニテ廢止セヨシサレハ證書登記ノ法律

或ハ或ル契約ハ書面ニヨリテナサレバレト

カ又ハ證人ノ面前ニテナサレハレト規定セ

ル法律ニ何等ノ影響ヲ及ボサズ

何ハ契約元  
相解ナリヤ

第十一 其服従スヘキ法律上ノ成年ニ達シ、保

法典調査會

康ナル精神ヲ有シ且其法律ニヨリテ契約ヲ

ナスノ資格ヲ奪ハレザル一人何人トモトモ

契約ヲナスニ堪ルナルモノナリ

第十二 契約ヲナス時之ヲ了解スルヲ得且内

己ノ利害上ノ結果ニ関シテ適宜ノ判定ヲ下

スヲ得ル人ナレハ契約ヲナスニ付テ健心ヲ

持スルモノトイハル

不健心ノ常態ニアレバ時之健心トナレヌノ

ハ其健心ノ際ニ契約ヲナスヲ得

健心ノ常況ニアレバ時々不健心トナレヌノ

ハ其不健心ノ際ニハ契約ヲナスヲ得ヌ

第十三 二人又ハ二人以上ノ人ハ同事ニ関レ

同意時ニ合致スルトキハ付等ハ同意セリト

同意ノ要件

契約ニ當ル健  
心トナリヤ

イハル

第十四 左ノ事項ノ一ニヨリテ生デカル以上ハ其同意ハ自由ノ同意ナリトイハル

(一) 第十九ニ定義セル如ク強暴

(二) 第十九ニ定義セル如ク不當ノ勢力

(三) 第十九ニ定義セル如ク詐欺

(四) 第十九ニ定義セル如ク虚陳

(五) 錯誤、但テ二十、二十一及テ二十二ノ

規定ニ從フヘキモノナリ

強暴、不當ノ勢力、詐欺、虚陳又ハ錯誤ヲ存セテ

リセハ同意ノナカリシテ生セリトイハル

ハ其同意ハ強暴ニヨリテ生セリトイハル

第十九 強暴トハ或人ヲ故意ニ入ラシムルノ

法典調査會

意思ヲ以テ何人カニ害ヲ加フル者ノ印及刑

法ニ禁止セル所為ヲ行フモノト又ハ行ハント

脅カスモノト或ハ不法ニ其財産ヲ押収シ又ハ

之ヲ押収セリト脅カスモノナリ

説明、其強暴ノ用井ラレ、處ニ印度刑法ノ効

カヲ有スルト在トテ問ハス

第十六 不當ノ勢力ハ左ノ場合ニ於テ用井ラ

レタリトイハル

(一) 他人ヨリ信用ヲ置カレタル人或ハ他人

ノ上ニ實際止又ハ表面上ノ威カヲ有ス

ル人ハカ、ル信用又ハ威カナクテ其得ル

ルコト能ハカル利益ヲ具他人ヨリ得ル

ノ目的ニテ其信用又ハ威カヲ用ユルト

authority

my name

キ

(二) 老年、痲病或ハ精神上又ハ身体上ノ苦難  
ニヨリテ其心ノ衰弱セル人ニ對シ強暴  
トイフ程ニハアラスナルモ、助ル取扱ナク  
シハ其人カ所意セザリレナクシ事ト曰  
意セシムル様ニ取扱フトキ、

第十七

詐欺トハ相手方又ハ其代理人ヲ欺同  
スルノ意思或ハ彼レヲ契約ニ誘引スルノ意  
志ヲ以テ一方ノ當事者カ向テ為シ又ハ其者  
過ニヨリテナリレ、或ハ其代理人ニヨリナ  
ル、左ノ行為ヲイフ

(一) 其事實ヲ真ト信セザル人カ其真ニアラ  
ザル事實ヲ事實ナリト告ケ知ラヌコト

法典調査會

(二) 事實ヲ知リ又ハ之ヲ信スル人ハ積極的  
ニ、其事實ヲ隱蔽スルコト

(三) 履行スルノ意思ナクシテナス約束

(四) 其他、人ヲ欺クニ適セル行為

(五) 法律ハ特ニ詐欺ナリト宣言セル行為  
行為又ハ不行為

説明、契約ノ取結、開シ人ノ嗜好心ニ影響ヲ  
与テスカルキ事實ヲ既知ニ爲ルモ、其場  
ノ事情ヲ見ルニ、其事變ヲ開陳スルコト  
ハ是人ノ本分タルカ又ハ其既知ハ詐詐  
ニ等レキモノニアラザル以上ハ、決シテ  
詐欺ニアラス

第十八

虚陳ハ左ノ三事ヲ意味シ且之ヲ包含

(一) 之ヲ為ス人ハ與ト信スルモ其實與ニア  
ラカレトトテ信レノ智識ノ正當ニ許サ  
レハ方法ヲ以テ新言スルコト

(二) 欺回スルノ意志ナラトモ之ヲ許フレハ  
他人ヲ惑ハシ且人又ハ其人ニ後ヲ權利  
ヲ主張スル人ヲ告シテ自巳又ハ自巳ニ  
後ヲ權利ヲ主張スル人ノ利益トナレハ  
如ク本分ヲ得フルコト

(三) 仮ニ與意ニテモ故意ノ當事者ヲシテ  
意ノ主知ノ實質ニ因シテ錯誤ヲナサレ  
ルコト

算十九

故意ヲテ又同意ニ強暴不當ノ努力ヲ詐

法典調査會

欺又ハ虚陳ニヨリテ生セシモノナレバ時ハ其  
故意ハカ、ル同意ヲ生セシメラレタレハ  
者ノ選擇ニヨリテ銷除ニ得ヘキ契約ナリ  
其同意ヲ詐欺又ハ虚陳ニヨリテ生セシメテ  
レタル契約ノ當事者若シ好ビト思ハハ其契  
約ノ履行ナレ且其表手ノ與ナリレ場合ト同  
一ノ地位ニ置カレシムコトヲ主張スルヲ得  
例外算十七節ニ掲ケタル意味ニ於テハ詐欺又  
ハ虚陳又ハ沈黙ニヨリテ欺上ノ如キ同  
意生レクナラズルモ若シカ、ル同意ヲ  
生セシメラレタル當事者ニシテ通常ノ  
注意ニテ眞實ヲ發見スルノ手段ヲ用レ  
床リレナラハ其契約ハ銷除ニ得ヘキ也

自由同意ナリ  
故意ノ銷除ニ  
得ヘキコト

事争者ハ事  
實ノ錯誤ニ由  
ルモ、  
居テ、  
事争

法律ノ錯誤

契約ハ、  
一方ノ  
事争者  
ハ、  
其ノ  
錯誤  
ニ由  
ルモ、  
事争

契約ハ、  
其ノ  
錯誤  
ニ由  
ルモ、  
事争

ハニアラス

説明、詐欺又ハ虚偽ハ、詐欺ヲ施カレヌハ虚偽  
ヲナリシモ事争者ノ契約ニ関スル同意  
ヲ生ゼシメノサルトキハ其契約ヲ銷除シ  
得ヘキモノトナリ

made

made

第二十

合意ノ兩者事者俱ニ合意ニ必要ナル  
事實ノ点ニ関シテ錯誤アル場合ニハ合意ハ  
無効ナリ

説明合意ノ主物ヲ成ス物ノ價値ニ関スル誤  
見ハ事實ニ関スル錯誤ト考フヘキナリ

第二十一

契約ハ英領印度ニ於テ効力ヲ有ス  
レ法律ノ錯誤ニヨリテ生レタリトテ銷除シ

法典調査會

得ヘキモノニアラス、サレト英領印度ニ於テ  
効力ヲ有セザル法律ノ錯誤ハ事實ニ関スル

第二十二

契約ハ、  
一方ノ事争者ノ一方ノ事實ノ錯  
誤ニヨリテ生レタリトテ銷除シ得ヘキモノ  
ニアラス

第二十三

左ノ場合ノ外ハ合意ノ原因又ハ用  
意ハ、  
其ノ  
錯誤  
ニ由  
ルモ、  
事争

詐欺的ノモノ

他人ノ身体又ハ財産、  
損害ヲ加フルモノ、  
或ハ



合意ハ物同ガ用  
ハ一部ノ不活ハ  
ガハ無効ナリ

物同ナリ合意  
ハ一部ノ不活ハ  
ガハ無効ナリ

又ハ既成ノ合意  
ハ一部ノ不活ハ  
ガハ無効ナリ

又ハ期限ハ  
ヲ防セシメ  
信託ノ性質  
東ニトナリ

此等ノ若規合意ニ於テハ合意ノ物同又ハ目的  
ハ不法トイハル、其目的又ハ物同ノ不法ナル  
合意ハ無効ナリ

無効ノ合意

第二十四 一個又ハ一個以上ノ目的、對スル  
單一ナル物同ノアル部分或ハ單一ナル目的  
ニ對スルモノノ物同ノ一又ハ一ノアル部分  
不活ナルトキハ合意ハ無効ナリ

第二十五 物同ナリ合意ハ合意ハ否ノ場合  
ノ外ハ無効ナリ

(一) 書面ニ記載シ之ヲ確證スル為メ、當時効  
力ヲ有スル合意ハ、從テテ合意ニ且其  
合意ハ互ニテ近親ノ關係ヲ有スル者  
者同ノ自然ノ愛憎ヨリ生ハシタルト  
為ル者ノ為メ、既ニ無効ニテアル事  
ルハキアル行為ヲ為セシムル、之ヲ全ク  
無効トシテ或ハ一部無効ト為ル、後ブコ  
ト

法典調査會

(三) 債權者ハ其期限ノ法律ナカリセハ其  
文書ノ強要ニシテ得タリシトシテ性質  
ノ債務ノ全部又ハ一部、信託ノ信託人  
向テ書面ニテ物邊シ署名スルカ或ハ其  
總代理人又ハ之レカ為メノ代理人ヲ

レテ之ヲ乃リシタルコト

以上ノ右場合ニ於ケル台意ハ契約ナリ

説明第一此節ノ規定ハ贈與者受贈者間ニ於

ケル既遂ノ贈與ノ効力ニ何等ノ影響ヲ

与ヘズナルベシ

説明第二為約者ノ自由ニ同意シタル台意ハ

其契約ノ不相當ナルカ為メニ無効ナ

ラズヤレト為約者ノ同意ハ單シテ自由

ニ與ヘラレタルモノナリヤ否ヤノ問題

ヲ定ムルニ當テ契約ノ不相當ナルコト

ハ法律ノ恩科トナリ

第二十六 未成年者以外ノ人ノ婚姻ヲ所制ス

ル台意ハ無効ナリ

法典調査會

第二十七 民法ノ職務高業又ハ左般ノ營業ヲ

所フコトヲ所制スル台意ハ其限度ニ與テ

リ

例外第一、職業ノ顧客ヲ童ル人ハ其職業ノ性

質ニ準ビ法律ノ相与ト是統セシ一定ノ

土地ノ範圍内ニ於テ業主又ハ他ヨリ使

用スル權ヲ讓受ケタル人オ其地ニ同業ヲ

營業間ハ類似ノ職業ヲ營ムコトヲ許セ

ルノ台意ヲ買主トヤヌコトヲ得

例外第二、組合員ハ組合解散ノ時又ハ解散ヲ

豫期セテ其組合員中ノアル者又一其全

員トモ組合ノ職業ト類似ノ職業ヲ前例

外ニ于セシ土地ノ範圍中ニ於テ營業スル

商業所制台意ハ無効ナリ

其種若シテ台意ハ  
業ノ營業ニトシテ  
意ヲ留置スルコト  
ナラズ

解散前ノ台意ハ  
組合員間ニ在リ

婚姻所制台意  
ハ無効ナリ

組合ノ経緯間ノ  
名義

訴訟ノ所屬ハ  
合意ニ依リテ

裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>  
裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>  
裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>裁<sup>さい</sup>

凡レ此類ノ爲メ  
防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>  
防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>防<sup>ぼう</sup>

取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>  
取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>  
取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>取<sup>と</sup>

ルニトテ合意ニルヲ得

例外ナリ、組合員ハ其内ノ一人者又ハ其全員  
出テ組合ノ経緯ニ関シ、組合ノ管掌以  
外ノ管掌ヲ行ハサルコトヲ合意ニルヲ  
得

第二十八 當事者力恒常ノ法律ニ依テ通常ノ  
訴訟手續ニヨリテ契約上ノ權利ヲ保護スル  
コトヲ絶對的ニ抑制セザルニ合意又ハ其  
權利ヲ保護スルノ時間ヲ制限スルノ合意ハ  
其限度内ニ依リテ

例外ナリ、此節ハ二人又ハ二人以上ノ一人ナル  
一ノ間接又ハ諸問題ノ一種ニ関シテ  
等ノ間ニ起リ得ルキ事ヲ仲裁ニ委セシ

法典調査會

ト合意シ且其争ヒヨリテ復シ得ル  
ハ其仲裁ニ依テ評定セラルモノ耳ナル  
ヘシト合意セシ契約ヲ不効トセサルハ

斯レ契約ノ終ハレタルトキハ其契約ノ  
直接履行ノ爲メニ訴訟ヲ起スコトヲ得、  
若シ仲裁ニ委セシト合意セシ所ノ問題  
ハ、關スル訴訟ハシテ其契約ノ直接履行  
ノ訴訟ニ其評定額回復ノ訴訟外ノ訴訟  
カ、該契約ノ當事者ノ一方ヨリ他方ニ對  
シテ提起セザルコトキハ該契約ノ存  
在ハ其訴訟ノ防門ナルヘシ

例外ナリ、又此節ハ二人又ハ二人以上ノ一人ハ

在在、不確定ナリ  
為ニ與知ナリ

賄賂ノ合意也  
知ナリ

賄賂ニ就ケル或ハ  
懲罰ノ為ニ設  
ケルナリ

印度刑律在在  
於字原ハ其類  
寫ナリ

既ニ何等ノ問ニ起リシ問題ヲ仲裁ニ委  
セシト合意ニ書面契約ヲ不依トセカ  
ルハ又仲裁ニ因ズル者時ノ現行法ノ  
規定ニ何等ノ影響ヲモルカカレシ

第二十八 合意ニシテ且意旨ノ確定セサルニ  
ノ又ニ確定シ得ラレカレズノハ無初ナリ

第三十 賄賂ノ合意ニ與初ナリ賄賂ニテ賄手  
與タリト主張スル物件又ニ賄賂的不確定事  
件ノ結局近他人ニ委託セル物件ヲ恢復スル  
為ノ訴訟ヲ起スヘカラス

此節ハ競馬ノ勝者ニ評賄スルニ由リ一七  
又ニ夫レヨリ江上ノ遊遊又ニ金類ノ寄附又  
ハ醸造、或ハ寄附又醸造セシトノ合意ヲ不依  
トスルモノト思フヘカラス

法典調査會

此節ハ印度刑律ニ由リ十九七ハ大略規定ノ違  
用セラレ、競馬、園ニ取引ク處ナレズ  
モノト思フヘカラス

第三章 寄附ノ契約

subscription 寄附  
contribution 贈與  
deed

未必契約是數

事件ノ完マシテ  
トセシムル契約ノ効

事件ノ不生ラザル  
トセシムル契約ノ効

契約ノ條件タル事  
件ハ其者將ニ作  
ルナルトキハ何時ニ  
不能トナレリトセラ  
ルル也

一定時間内特別ノ  
事件ノ發生ヲ條件トシ  
ル契約ハ何時無効ト  
ナル也

第三章 未必ノ契約

第三十一節 未必ノ契約トハ其契約ニ附帶セ  
ルアル事件ノ發生又ハ不生ニヨリアル事ヲ  
為サン又カ、ラントノ契約ナリ

第三十二節 不確定ナルアル將來ノ事件發生  
スレハアル事ヲ為サン又ハ為サズラレトノ  
未必ノ契約ハ其事件ノ起ルニアラザレバ又  
起ル迄ハ法律ニヨリテ強要セラル、ヲ得ス  
若シ其事件不能トナレハカ、ル契約ハ無効  
トナル

第三十三節 不確定ナルアル將來ノ事件發生セ  
サレハアル事ヲ為サン又ハ為サズラントノ  
未必ノ契約ハ其事件ノ發生不能トナル時ニ  
強要セラル、ヲ得

法典調査會

第三十四節 契約ノ條件タル將來ノ事件ハス  
ル人如不定ノ時ニアル所為ヲナサントノ事  
ナルトキハ其ハ他ノ所為ヲナシタルカ為  
メ一定ノ時間中ニ其所為ヲナスコト能ハカ  
ルカ又ハ尚他ノ將來ノ事變ノ起ルニアラカ  
レハ其所為ヲナスコト能ハカルニ至ル時ニ  
其事件ハ不能トナレリトセラルヘシ

第三十五節 アル特別ノ不確定ノ事件カ一定  
ノ時間内ニ記レハアル事ヲ為サレ又ハ為サ  
ザラントノ未必ノ契約ハ其一定時ノ終了ノ  
時其事件ノ起ラザルカ又ハ其一定時ノ以前  
ニ其事件不能トナルコトニヨリ無効トナル

一定時間内之權利  
件不生ノ條件トモ  
契約ノ何時強要セ  
ル得ルヤ

不能事件ヲ條件  
トモル旨意ニ無効ナ  
リ

契約當事者

義理

履行中トシテ  
履行停止ヲ要スル  
事トモ  
履行中トシテ  
履行停止ヲ要スル  
事トモ

アル特別ノ不確定ノ事件カ一定ノ時間内ニ  
起ラサレハアル事ヲ考ケン又ハ為サ・ラン  
トノ未必ノ契約ハ其時間終了セシニ其事件  
ノ發生セカリシカ又ハ其時間ノ終了前ニ其  
事件ノ發生セサルコト明確トナレハ法律ニ  
ヨリテ強要セラレ得ルナリ

第三十六節 不能ノ事件發生スレハアル事ヲ  
為サレ又ハ為サ・ラントノ未必ノ合意ハ其  
事件ノ不能ナルコトハ合意ノ當時ニ其當時  
者ニ知レタルト否トヲ問ハヌ無効ナリ

第四章 契約ノ履行

履行セサルヘカラサル契約

第三十七節 契約ノ當事者ハ其約束ノ履行ヲ

法典調査會

此條件又ハ他ノ法律ニヨリテ免カレ・ニア  
ラサレハ夫レタツ自巳ノ約束ヲ履行シ又ハ  
履行セルト申止マサルヘカラズ

約束ノ履行前ニ為約者ノ死亡シタル場合ニ  
ハ契約面ヨリ反對ノ意思ノ顯ハレサル以上  
ハ其約束ハ為約者ノ代權者ヲ拘束スルモノ  
ナリ

第三十八節 為約者受約者ニ履行ノ申込ヲテ  
セシニ其申込ハ受諾セラレサレトキハ為約  
者不履行ノ責ニ任セヌ又ソレガ為メ彼レノ  
有スル契約上ノ權利ヲ失ハヌカ・ル申込ハ  
左ノ諸條件ヲ充サ・ルヘカラズ  
(一) 無條件ヲラサルヘカラズ

(二) 適當ナル時ト處ニ於テナサレ且申上コ

レタル人ハ申込人カ其約束ニヨリテ拘

束セラルル、事ノ全体ヲ其時其處ニ於テ

ナスヲ得且為サント欲スル意アルコト

ヲ確認スル為ノ相當ノ便宜ヲ持し得ル

カ如キ場合ニ於テナサレザルヘカラス

(三) 申込ハ受約者ニアル物ヲ引渡サントノ

事ナルトキハ受約者ハ其申込ノ物ハ果

シテ為約者ガ其約束ニヨリテ引渡スヘ

キモノナルヤ否ヤヲ見<sub>レ</sub>付キ相當ノ便

宜ヲ持セザルヘカラス

多クノ場合受約者ノ一人ニナセル申込ハ彼

等ノ全体ニナセル申込ト法律上同一ノ結果

ヲ有ス

法典調査會

第三十九節

契約ノ當事者全ク約束ノ履行ヲ

拒ムカ又ハ自ラ之ヲ履行スルコト能ハサル

ニ至ラシメタルトキハ、受約者ハ其言語ハ又

ハ体答ニヨリテ其継続ノ黙認ヲ表示セザル

以上ハ其契約ヲ終結スルヲ得

何人カ契約ヲ履行セザルヘカラサル

當事者全ク其約束履行ヲ拒ミ

或ノ結果

第四十節 場合ノ性質ヨリ其契約中ノ約束ハ

考約者自身ニヨリテ履行セラルヘキモノタ

ルコトハ當事者双方ノ意志ナルコトノ顯ハ

ル、トキハ其約束ハ考約者ニヨリテ履行セ

ラレザルヘカラス、他ノ場合ニ於テハ考約者

第三者ノ履行ヲ  
承諾スル結果

連合責任轉落

連合者何人モ  
其後行ヲ追フル

各者均者ハ  
合カテ  
追ルヲ得

合カノ欠缺ニ因リ  
損失ノ分配

又ハ其代権者ハ其契約ヲ履行スルニ適セル  
人ヲ用ユルヲ得

第四十一節 受約者ハ第三者ヨリ其契約ノ履  
行ヲ受諾スルトキハ後ニ為約者ニ討シテ之  
ヲ強要スルヲ得ス

第四十二節 二人又ハ二人以上ノ人連合契約  
ヲナセシ時ハ契約上ヨリ互對ノ意志ノ顯ハ  
レカニ以上ハ其生存中ハ彼等凡テ其中ノア  
ル者ノ死後ハ其死者ノ代権者ト生存者ト連  
合ニテ最終生存者ノ死後ハ彼等凡テ代権者  
連合ニテ其約束ヲ履行セサルヘカラズ

第四十三節 二人又ハ二人以上ノ人連合約束  
ヲ為ストキハ互對ノ明示ノ合意ナキ以上ハ

法典調査會

受約者ハ此連合為約者ノ何人ニモ其約束ノ  
全部ヲ履行セヨト追ルヲ得

二人又ハ二人以上ノ連合為約者ノ各々ハ契  
約ノ互對ノ意志ノ顯ハレカニ以上ハ已レト  
等レク約束ノ履行ニ合カセヨト他ノ連合為  
約者ニ追ルヲ得

若シ二人又ハ二人以上ノ連合為約者中ノア  
ル者ガカ、ル合カヲナサ、ルトキハ残リノ  
連合為約者ハ此欠缺ヨリ生スル損失ヲ平等  
ニ負担セサルヘカラズ

說明此節ニ於ケル規定ハ一モ保証人カ主債  
務者ノ為メニナセシ梯額ノ主債務者  
ヨリ恢復スル代償ケス又主債務者カ仕



一人連立契約者  
免除ニハ倍早

連立権利總論

時モ特定セテ請求セ  
ル物東履行ノ時

時モ特定セテ請求セ  
ル物東履行ノ時

拂ヲナレタリトモ保證人ヨリアル物ヲ  
恢復スルノ權ヲ主債務者ニ與フルコト  
ナシ

第四十四節 二人又ハ二人以上ノ人連立契約東  
ヲ考レタル場合ニ受約者ノナス連立考約者  
中ノ一人ノ免除ハ考メニ他ノ連立考約者ヲ  
免スルコトナシ又此免除ハ免除サレタル連  
合考約者<sup>他ノ連立考約者</sup>對スル負担ヲ放免スルコトナシ

第四十五節 一人他ノ二人又ハ二人以上ノ人  
ト連立ニ約東ヲ考レタルトキハ其契約ヨリ  
及勤ノ意志ノ顯ハレサル以上ハ彼レト彼等  
ノ間ニ放ケル履行請求ノ權ハ彼等ノ生存間  
ハ彼等凡テニ彼等中ノアル者ノ死後ハ死者  
ノ代權者ト生存者ニ連立ニ最終生存者ノ死  
後ニハ凡テノ代權者ニ連立ニアリ

法典調査會

履行ノ時間ト場所

第四十六節 契約上考約者ハ受約者ヨリノ請  
求ナクシテ其約東ヲ履行スヘキモノニシテ  
且其履行ノ時ヲ特定セサルトキハ約東ハ相  
當ノ時ニ履行セラレハカラス

說明何時ハ相當ノ時ナルヤノ問題ハ各場合  
ニ於ケル事實ノ問題ナリ

第四十七節 約束ハアル一定ノ日ニ履行セラ  
ルヘク而シテ考約者ハ受約者ノ請求ナクシ  
テ之ヲ履行セルト約定シタルトキハ考約東  
者ハ其約束ヲ履行スヘキ場處ニ於テ其日ノ

履行請求は適當ノ時上履行セラルルハシ

請求セラルル場處ハ是ニテ履行セラルルハシ

受約者遺棄之准許スルハ履行ノ時ニテ履行セラルルハシ

為給第相違條ノ履行ノ期意サレ且履行スルニテ履行セラルルハシ

相違條履行ノ順序

通常業務ノ時間中何時ニテモ之ヲ履行スルヲ得

第四十八節 約束ハ一一定ノ日ニ履行セラルヘク而シテ約束ハ受約者ノ請求ナキトモ之ヲ履行セント約束セサル場處ニハ受約者ノ本分トシテ適當ノ場處ニ於テ通常ノ業務時間中ニ之ヲ履行セントシテ請求スヘキナリ

説明、何カ適當ノ時ト處ナレヤノ問題ハ各場合ニ於ケル事實ノ問題ナリ

第四十九節 約束ハ受約者ノ請求ナキレテ履行セラルヘク而シテ是履行ノ場處ハ定ムラサルトキハ約束履行ノ場ニ適當ナル場處ヲ指定センコトヲ受約者ニ請求シ是場處ニ於テ之ヲ履行スルハ受約者ノ本分ナリ

法典調査會

第五十節 約束ノ履行ハ受約者ノ指定シ又ハ推許スルニテノ方法又ハ時間ニ於テナサレ得ルモノナリ

相互約束ノ履行

第五十一節 契約ハ同時ニ履行セラルヘキ相互ノ約束ヨリ成立スルトキハ受約者ハ受約者カ其相互約束ヲ履行スルハ同意ヲナシ且之ヲ致スルニアラカレハ自己ノ約束ヲ履行スルヲ要セズ

第五十二節 相互契約ノ履行セラルヘキ順序カ契約ニテ明ラカニ定ムコリタル場處ニハ其

契約カキテ  
履行セザル者  
責任

相互約束ヲ成立セル  
契約ニ於テ先キニ履  
行セザルニ依  
テ履行ノ結果

時ヲ要スルニ契約ニ  
於テ是時ニ履行ノ得  
リトシ結果

時ニ要スルニ依リテ  
履行ノ結果

順序ニ依リ履行セラルルヘシ順序カ契約ニテ  
明ラカニ定ムラザル場合ニハ取引ノ性質ヨ  
リ要スル順序ニ依リ履行セラルルヘシ

第五十三節

契約ハ相互約束ヲ含有シ一方ノ

當事者ハ相手方ノ約束ヲ履行スルコトヲ妨

ケタルトキハ其契約ハ妨ケラレタル當事者

ノ換擇ニ依リテ銷除シ得ベキモノトナル初シ

テ其契約ノ不履行ノ結果トシテ蒙ルルハ其

損失ニ對スル賠償ヲ相手方ニ請求スルヲ得

第五十四節

契約ハ相互約束ヨリ成立シ其中

ノ一ノ約束ハ他ノ約束ノ履行セラルル迄ハ

履行セラレ得ザルカ又ハ其履行ヲ請求シ得

ラレザルモノナルトキ先キニ履行スヘキ約

法典調査會

束ノ者約者自己ノ約束ヲ履行セザルトキハ

相手方ニ相互約束ノ履行ヲ要求スルヲ得又

而シテ契約ノ不履行ニヨリテ蒙ルルハ其損

害ノ賠償ヲ相手方ニ請求スルベカラズ

第五十五節

契約ノ當事者アル特定ノ時間ニ

又ハ其時間前ニアル一定ノ事ヲ考サント約

束シ其特定ノ時間ニ又ハ其時間前ニ其事ヲ

考スルヲ得ザルトキ若シ當事者ノ意志ニ依テ

時間ノ契約ノ要素トセザルトキハ契約者ノ換

擇ニヨリ其契約又ハ其契約中ノ履行セザル

部分大ニ銷除シ得ヘキモノトナル

若シ當事者ノ意志ニ依テ時間ヲ契約ノ要素

トセザルトキハ其特定ノ時間ニ又ハ其時間

合意の時ニモ履行ヲ要スル信厚

不能ノ行為ヲサント  
合意ハ無効ナリ

不能ノ行為或ハ後ニ  
能又ハ不法トナリ行  
ハサントモ其契約ハ  
何時無効トモナ

不能又ハ不法トモ行  
ハサノ不履行ヲ生  
ル損害ノ賠償

商法ト民法ト事  
前シテ約束レテ後  
前シテ契約レテ後  
若ハ無効合意ナリ

前ニ其事ヲ考スコト能ハサルモ契約ハ銷除  
シ得ヘキモノトナラズサレド受約者ハ此過  
失ニヨリテ生ゼシ損害ノ賠償ヲ為約者ニ要  
求スルノ權アリ

為約者ハ合意セシ時間ニ約束ヲ履行シ得サ  
リレカ為メニ其契約ハ銷除シ得ヘキモノト  
ナル場合ニ若シ受約者ハ合意以外ノ時間ニ  
為サレタル約束ノ履行ヲ受諾スレバ其受諾  
ト同時ニ當賠償請求ノ意志アル旨ノ通知ヲ  
為約者ニ与フルニアラサレバ合意ノ時間ニ  
約束ヲ履行セサルヨリ生ズル損害ノ賠償ヲ  
要求スルヲ得ス

### 第五十六節

ソレ自身ニ不能ナル行為ヲナサ

法典調査會

ントノ合意ハ無効ナリ

結約ノ後不能トナリ又ハ為約者ノ防止スル  
能ハサル事件ノ為メニ不法トナル行為ヲ為  
サントノ契約ハ其行為ノ不能又ハ不法トナ  
ルトキニ無効トナル

一人ハ不能又ハ不法ト知り或ハ相當ノ注意  
アレバ斯ク知り得タランアル事ヲ約束シ受  
約者之ヲ知ラカルトキハ為約者ハ此約束ノ  
不履行ヨリ蒙ル損害ヲ受約者ニ賠償セカ  
ルヘカラズ

### 第五十七節

人ハ相互ニ契約シテ第一ニ商法

ナレ事ヲナサントシテ第二ニ特別ノ事情ノ下  
ニアリテ不法ナル他ノ事ヲ為サレトスル場

交互約束ニ於テ部  
分ハ法上トキ適法ノ  
部分ノミ強要セラル  
得

仕拂又ハ債務ノ指  
示ニ依リテ履行セ  
ルニ非ズル場合ニ  
於ケル辨済ノ適  
用

仕拂フハ債務指  
示ニ依リテ履行セ  
ルニ非ズル場合ニ  
於ケル辨済ノ適  
用

何レノ當事者モ  
債權者ナリル場合ニ  
於テ履行ノ適  
用

合ニハ此約束ノ第一組ハ契約ナレドモ第二  
組ハ無効ノ合意ナリ

第五十八節 其一部ハ適法ニシテ他ノ部分ハ  
不法ナル交互約束ノ場合ニ於テハ適法ナル  
部分ノミ強要セラル得

辨済ノ充當

第五十九節 一人ニ對シテ多クノ別々ノ債務  
ヲ負擔セル債務者明示ノ通知ヲ以テ其辨済  
ヲアル特別ノ仕拂ニ適用セントイヒ又ハ場  
合ノ事情ニ依テ此意ヲ含蓄シテ辨済セルモ  
ノヲ要諾スルニ於テハ其適用ニ之ヲ充當セ  
サルハカラス

第六十節 債務者ハ如何ナル債務ニ其弁済ヲ  
適用スルヤカノ通知ヲ考サズ且他ニ其意ヲ

法典調査會

ホスノ事情一モアレサル場合ニハ債權者ハ  
其債務恢復ノ出訴期限ニ関スル現行法ニヨ  
リテ防止セラレタルト否トニ拘ハラズ自己  
ノ思慮ニ從ヒ實際債務者ヨリ自己ニ對シテ  
負擔シ自己ニ仕拂フヘキ通知ノ如何ナル債  
務ニモ此弁済ヲ充當スルヲ得

第六十一節 何レノ當事者モ何ノ充當ヲモナ  
サ、ル場合ニハ其債務ノ出訴期限ノ現行法  
ニヨリテ防止セラレタルモノタルト否トニ  
拘ハラズ其弁済ハ略ノ順序ニ從フテ諸債務  
ノ仕拂ニ充當スルモノナリ

履行ヲ要セサル契約

五代銷除又其要  
レタル契ハ履行  
ヲ要セス

受領者ハ約束ノ履行  
ヲ免除スルハ宿怨ニシ  
テ

銷除シ得ル契物銷  
除ノ條

無効合意又無効ト  
シ契物ヲ便益トス  
ケル人ノ義務

銷除シ得ル契物ノ  
銷除ハ如何ト云  
消ノ方也

廢止ノ契物ハ如何  
消ノ方也  
契物者何ト云ハ  
約束ノ方也

第六十二節 若シ契物ノ當事者ハ新契約ヲ以  
テ其契物ニ代ヘントシ或ハ其契物ヲ銷除又  
ハ變更セント合意スレバ元契物ハ履行サル  
ルヲ要セス

第六十三節 受領者ニ自己ニ考サレタル約束  
ノ履行ノ全部又ハ一部ヲ免除又ハ宿怨ニシ  
テ其履行ノ時ヲ延ハシ若クハ其履行ノ代リ  
ニ自己ノ適當ト思フ代價ヲ受諾スルヲ得

第六十四節 自己ノ授權ニヨリテ契物ヲ銷除  
シ得ル人其契物ヲ銷除シタルトキハ相手方  
ハ其契物中ニ包含セルモノニシテ自ら其為  
約者タル所ノ約束ヲ一ニ履行スルニ及バズ  
銷除シ得ル契物ヲ銷除セシ當事者若シ其

法典調査會

契物ニヨリ相手方ヨリ利益ヲ得タリセハ其  
利益ノ返付シ得ラル、又ハ之ヲ其人ニ返付  
スヘシ

第六十五節 合意ノ無効タルコト常見セラレ  
又ハ契物ハ無効トナルトキカ、ル合意又ハ  
契物ヨリ便益ヲ受ケタル人ハ之ヲ與ヘタル  
人ニ其便益ヲ返付スルカ又ハ之レキ報償ヲ  
トスヘキナリ

第六十六節 銷除シ得ル契物ノ銷除ハ申込  
ノ通知又ハ言消ト同方法ニテ通知又ハ言消  
ナレ且同規則ニ從フヘキモノナリ

第六十七節 若シ受領者ハ其約束ノ履行ニツ  
キ為約者ニ相當ノ便宜ヲ與フルコトヲ志リ

契約云々ト能ハ九ノ一ニ  
指スルカ又ハ彼ノ一  
ニ依ルニ必要物對  
シテ權利

供ノ物ニ其債ニ前  
ニ金銭ノ關係ヲ有スル  
金銭ノ仕拂ヒタル人  
ノ返償

自恩惠ヲ利益ヲ其ノ  
受タル人ノ義務

物品若見若ノ委任

錯誤又強暴ニヨリ  
重載ノ仕拂又ノ物品  
ノ返償ヲ受タル人  
ノ委任

又ハ之ヲ拒メハ若何者ハ此懈怠又ハ拒絕ニ  
ヨリテ之レヨリ生ズル不履行ノ責ヲ免カル

第五章契約ニヨリテ創設セラルタル

モノニ似タルアル特種ノ關係

第六十八節

契約ヲ結フスト能ハサル人又ハ  
法律上彼レカ信義スヘキ人カ他人ヨリ其生  
活上ノ有様ニ相當シタル必要物ヲ供給セラ  
ルレバカ、ル供償ヲ與ヘシ人ハ其無能力者  
ノ財産ヨリ返償セラル、ノ權利アリ

第六十九節

他人カ法律上仕拂フヘキ金銭ノ  
仕拂ニ利害關係ヲ有シテレカ考メニ自ラ之  
ヲ仕拂フタル人ハ其他人ヨリ返償セラル、  
ノ權利アリ

法典調査會

第七十節

アル人ハ恩惠的ニ之ヲ考メノ意ナ  
クシテ適法ニ他人ノ考メニアル事ヲ考メ又  
ハアル物ヲ引渡シ他人其利益ヲ享受セシ場  
合ニハ後者ハ其考サレタル事又ハ引渡サレ  
タル物ノ為メニ前者ニ賠償ツカ又ハ之  
ヲ返付スヘキナリ

第七十一節

他人ニ屬スル物品ヲ若見シテ自  
己ノ名字ノ下ニ置リ人ハ委託者ト同一ノ責  
ニ服スヘキナリ

第七十二節

錯誤又ハ強暴ニヨリテ金銭ヲ仕  
拂ハシ又ハ物品ヲ引渡サレタル人ハ之ヲ返  
償スハ返付セサルヘカラズ

第六章破産ノ結果

破約者生ズル損  
失又ハ損害ノ賠  
償

契約ヨリテ創設セラ  
レタル義務ニ對スル契  
約ノ履行ノ只無ニ對  
スル賠償

類

且契約中ニ破約ノ場合  
ニ在拂フヘキモノトシテ  
是類ノ明言セザル契約  
ノ破約ニ對スル賠償  
要求ノ權

第七十三節

契約ヲ破ラレタルトキハ其破約

ノ考メニ損スル當事者ハ破約セシ當事者ヨ  
リ破約ノ考メニ彼レニ生セシ損失又ハ損害  
ニシテ物ノ道理上カ、ル破約ヨリ自然ニ生  
セシモノ又ハ結約ノ當時ニ當事者双方破  
約ヨリ生スルナラント豫知セシモノヲ賠償  
トシテ受取ル權利アリ

カ、ル賠償ハ其破約ニヨリニ蒙マリシ遠達  
且尚格ノ損失又ハ損害ニ對シテ其フヘキモ  
アラス

契約ニヨリテ創設セラレタル義務ニ類スル

義務カ負ハレ而シテ履行セラレザルトキハ  
其履行ノ欠缺ニヨリテ生セラレタル人ハ欠

法典調査會

缺者ヨリ彼レカ義務ヲ履行セント契約シ其

契約ヲ破リシトキト同一ノ賠償ヲ受クル權

利アリ

説明破約ヨリ生スル損失又ハ損害ヲ算定ス

ルニ於テハ其契約ノ不履行ヨリ生セシ

不便ヲ救済スルニ付キテ生セシ方法ヲ

思科ノ中ニ入レザルヘカラス

第七十四節

契約カ破ラレタルトキ若シカ、

ル破約ノ場合ニ仕拂フヘキ額トシテ一定ノ

額カ契約中ニ明言セラレハ破約ヲ悲訴ス

ル者ハ其破約ニヨリテ實際ノ損害又ハ損失

ノ生シタルコトヲ證スルト否トニ拘ハラズ

破約者ヨリ明言額ニ超過セカル相當ノ賠償



ヲ受取ル權利アリ

例外人ハ保釈證書認諾證書又ハ其他此レト

同性質ノ證書ヲ作り或ハ法律ノ規定若

クハ即度政府又ハ他方政府ノ命令ニヨ

リテ公ケケル本分又ハ公ケケル所為ニシテ

公債ノ利實ノ關係又ル事ヲ履行スルノ

證書ヲ共フルトヤハ其證書ノ條件ヲ破

フルコトニヨリテ其中ニ記載セル金額

ヲ仕拂フヘキ責ヲ負フモノナリ

説明政府ト契約ヲ為ス人ハ必スコレモソレガ

為メニ常ニ公ケケル本分ヲ知シ又ハ公債

ノ利實ニ關係アル行為ヲ考カントノ物

束ヲナスモノニアラス

法典調査會

第七十節

正當ニ契約ノ銷滅スル人ハ契約

ノ不履行ヨリ蒙ヒリシ損害ノ賠償ヲ受クハ

権アリ

第七十節 正當ニ契約ノ銷滅スル人ハ契約

ノ不履行ヨリ蒙ヒリシ損害ノ賠償ヲ受クハ

権アリ

第七十六節 此章ニ於テ物品ナル語ハ動産ノ

各種ヲ意味シ且之ヲ包含ス

第七十七節 壹買トハ代價ト財産ノ交換ナリ、

壹買ヨリ買主ニ壹品ノ所有權ヲ移轉スルコト

トヲ包含ス

第七十八節 壹買ハ代價ニ對シテノ特定物ノ

申込及ヒ受諾又ハ特定物ニ對シテノ代價ノ

申込及ヒ受諾トスニ代價ノ仁拂又ハ物品ノ

正當ニ契約ノ銷滅  
凡テ事者ハ賠償  
ノ受クハ權アリ

物名正義

壹買ノ定義

壹買ニ於テ或ルコト  
ハ權

尚後ニ確定製作又

ハ仕上ケセラルルハ  
品ノ所有權移轉

賣主ニ其物ノ邊  
取込有様為ス  
キ物品ノ賣主ニ成

代價確定ノ為ニ賣  
主物品何事カカ  
スハ場合ニ依リ物  
品ノ賣主ニ成  
且物ノ當時物品ニ  
定テ備付テ置キ  
賣主ニ成

引渡シヲナスカ或ハ提供ニ一部ノ仕拂手附又  
ハ一部ノ引渡ヲナスカ或ハ明示又ハ黙止ニ  
テ仕拂又ハ引渡又ハ両方共ノ延期セント台  
意ナルコトニヨリテ成就セラレ

特定物賣買ノ契約アル場合ニハ其賣品ノ所  
有權ハ代價ノ全部又ハ一部若クハ手附ノ仕  
拂ハレタルトキ或ハ物品ノ全部又ハ一部ノ  
引渡サレタル時買主ニ移轉ス

若シ當事者明示又ハ黙示ニテ其仕拂又ハ引  
渡又ハ両方共ノ延期ナルヘシト台意スレハ其  
所有權ハ賣主申出ノ受諾セラレト同時ニ  
移轉ス

第七十九節 尚後ニ確定製作又ハ仕上ケセラ  
ル

法典調査會

ルハキ物ノ賣買ノ契約アル場合ニハ其物ノ  
確定製作又ハ仕上ケセラレ、迄ハ所有權ハ  
買主ニ移轉セズ

第八十節 物品賣買ノ契約ニヨリ賣主ハ買主  
其物ヲ受取ル迄ノ有様ノナキ者、其物ニ何  
事カカカスハキ場合ニハ其賣主ノ為ナル、迄  
ハ賣買ハ完全ナラス

第八十一節 代價ノ額ヲ定ムル為メニ賣主カ  
物品ニ何等カカ考スハキ事尚現存スレハ其  
事ノ考カレ、近ハ賣買ハ完全ナラス

第八十二節 賣買ノ契約ヲナス時、物品ノ確定  
セラレサル場合ニ、其賣買ノ完成スルニハ其  
物品ノ確定セラレ、スト必要ナリ

後充當言り物居ノ  
確定スル

重主ノ換得ニヨリ物  
居ノ確定

動産ノ不動産ト共  
ニ重主ナルルキ其  
所有權移轉

物居自其財產上ノ主  
ハ後重主ニ換得シテ  
取テ入キコト

未タ現存セザル中ニ  
重主ナルト合意セ  
レ物居所有權移轉

契約ノ日重主ニ在  
有キ凡物居ヲ賣  
渡シ且テ渡シ後

第八十三節 賣買ノ合意ヲナス時ニ物品ハ確

定セラレサルモ其合意ノ證明ニ適合スル物

品ハ後ニ其合意ノ考メニ一方ノ當事者ニヨ

リテ充當セラレ其充當力相手方ニヨリテ同

意セラレ、場合ニハ其物品ハ確定セラレテ

賣買ハ完全トナル

第八十四節 賣買ノ契約ヲ為ス時物品確定セ

ラレズ勿シテ契約ノ條項ニヨリテ賣主ハ物

品ノ買主ノ充當セラレ、此ハ智識ハサル

行為ヲ其物品ニ關シテ為スハ場合ニ於テ

ハ賣主ハ契約ニ適合スル物品ヲ換取スルノ

權ヲ有シ其換取ニヨリテ物品ハ確定セザル

第八十五節 不動産及ビ動産ノ父セテノ賣買

ハ合意セラレ、場合ニ動産ノ所有權ハ不動

産ノ移轉前ニ移轉セズ

第八十六節 物品カ買主ノ財產トナルトキハ

買主ハ其滅失又ハ毀損ヨリ生ズル凡テノ損  
害ヲ負担セザルニカラス

法典調査會

第八十七節 未タ現存セザル物品ノ賣買ノ契

約アルトキハ其物品ノ所有權ハ物品ノ生産

後契約ニ從ヒ賣主ニヨリテ為サレ又ハ賣主

ノ同意ヲ經テ買主ニヨリテ為サレタル行為

ニヨリテ移轉ニ得

第八十八節 將來ノ日ニテ渡スル物品ノ賣

買ノ契約ハ後ヒ其物品ハ結約ノ當時ニ賣主  
ノ所有ニアルス且其當時賣主ハ買ハレテ其

契約ニヨリテ定ムルハ  
代價決定

引渡ハ何レモ  
カ

準贈与又運送人ニ  
引渡ス効果

一部引渡ス効果

引渡ノ請取ル  
引渡ノ要  
セス

物出ヲ得ルノ外相當ノ見込ヲ有セサルモ拘  
束カヲ有スルモノナリ

第八十九節 賣品ノ代價ハ賣主ハ法定ノ相當  
テ送ムラレサル場合ニハ買主ハ法定ノ相當  
ト思慮スル代價ヲ賣主ニ仕拂フヘキナリ

引渡

第九十節 物品ノ引渡ハ其物品ヲ買主又ハ彼  
レノ為メニ之ヲ保持スルノ權ヲ有スル人ノ  
占有ニ歸スルノ効果ヲ有スル事ヲ指スコト  
ニヨリテヒラル

第九十一節 賣品ヲ準贈与又ハ運送人ニ引渡  
ス事ハ買主ニ引渡ス事ト同一ノ効果ヲ有ス  
ガレト其引渡ハ準贈与又ハ運送人ヲシテ其

法典調査會

物品ノ安全ナル旨字又ハ引渡ニ處シテ買主  
ニ對シ責任ヲ有セシムルカ如クニ為サルル  
以上ハ買主ハ自己ニ到達セサル物品ノ代價  
ニ對シテ責任ヲ負ハズ

第九十二節 物品ノ全部引渡ノ進行中ニ於テ  
ル一部ノ引渡ハ其物品ノ所有權移轉ニ關シ  
テ全部引渡ト同一ノ効果ヲ有スガレト全部  
ヨリ之ヲ分ツノ意思ヲ以テセル物品ノ一部  
引渡ハ其残存スルモノヲ引渡スノ効テキテ  
ナカス

第九十三節 特約ナキトキハ物品ノ賣主ハ買  
主ヨリ引渡ノ請取アル迄ハ之ヲ引渡スヲ要  
セス

引渡場所

賣主ノ留置權

仕拂ハ将来ノ日ニモ  
アルヘキト定ムルモ  
引渡時ノ定ムルナリ  
ル場ニ留置權

無資力ノ定額

仕拂ハ将来ノ日ニモ  
此ハ賣主ノ物品ノ賣  
主ノ占有ニ残ルハトシ  
引渡時ニ賣主ノ  
留置權

第九十四節

引渡ニ関シ特約ナキトキハ賣品  
ハ賣主ノ當時ニ在リシ場所ニテ引渡サルヘ  
ク賣渡サント契約セシ、物品ハ賣主ノ契約ノ  
當時ニアリシ場所ニテ引渡サルヘリ、又若シ  
當時現存セサレハ其生産ノ場所ニテ引渡サ  
ルヘキナリ

賣主ノ留置權

第九十五節 契約面ヨリ及對ノ意志歎ハレサ  
ル以上ハ賣主ハ賣品ノ尙自己ノ占有ニ存シ  
且代價ノ全部又ハ一部ノ未拂ノ間ハ其上ニ  
留置權ヲ有ス

第九十六節

契約ニヨリ仕拂ハ将来ノ日ニナ  
サルヘキコトニ定ムルモ物品引渡ノ時カ

法典調査會

定ムラサル場合ハ賣品ハ留置權ヲ有セズ、買  
主ハ仕拂ヲナサスシテ物品ノ即時引渡しヲ  
受クルノ權アリサレト物品ノ引渡前ニ賣主  
無資力トアルカ又ハ仕拂ノ為メニ定ムラレ  
タル時ハ物品ノ引渡前ニ到着スレハ賣主ハ  
代價ノ為メニ其物品ヲ留置スルヲ得  
説明書條ノ普通進行中ニ債務ノ仕拂ヲ停止  
スルカ又ハ之ヲ仕拂フニ能ハサル人  
ハ無資力者ナリ

第九十七節

契約ニヨリ仕拂ハ将来ノ日ニモ  
アルヘク買主ハ其日迄其物品ノ賣主ノ占有  
ニ残存スルコトヲ許ルシテ仕拂ヲナサハ  
場合ニハ賣主ハ代價ノ為メニ物品ヲ留置ス

後、買主ニ對スル  
賣主ノ留置權

賣主運送中  
差止ノ力

物六行時運送中  
運送中ニ於テ思ハ  
ルニテ

差止權ノ繼續

買主ニヨリテ賣主  
ル權利ヲ未ダ  
スル證書ヲ讓渡  
スルニ止ル權停止  
權停止

特別ノ完全ヲ担保  
スル力ニ權利證  
書ヲ讓渡セシムル  
場合ニ賣主ハ  
何ニシテ差止ノ力  
ナク

ルヲ得

第九十八節 賣品ヲ占有セル賣主ハ後ノ買主ノ權利ヲ承認シタルニテアラザレバ彼レニ對シテ代價ノ為メニ賣品ヲ留置スルヲ得

運送中ノ差止

第九十九節 物品ノ占有ヲ離シ代價ノ全部ヲ受取タル賣主ハ買主若シ無資力トナシハ買主ニ運送中ノ物品ヲ差止ムルヲ得

第一百節 物品ハ運送人ノ占有ニアルカ又ハ買主ノ運送中ニ於ル處ニ泊止シオリテ未ダ買主又ハ彼レノ為メニスル人ノ占有ニ歸セザル間ハ運送中ニ於リト思ハルハキナリ  
以下ニ記載スル場合ノ外ハ賣主ノ

法典調査會

差止權ハ買主其物ヲ再賣シ運送中ニアリ及ビ代價ヲ受取ルコトニヨリテ停止セズ物品カ買主ノ買主又ハ彼レノ為メニスル人ニ引渡サルニ止ル繼續ス

第一百二節 買主ハ荷積證書又ハ其他ノ物品ノ權利ヲ表出スル證書ヲ得テ物品カ運送中ニアル間ニ善意ニシテ且物品ニ對シ價値アル約因ヲ與ヘレ買主ニ之ヲ讓渡セハ差止權ハ停止ス

第一百三節 持シ其物品ニ関シ善意ニシテヤシタル出金ヲ担保スル為メ買主ハ質ニテ其物品ノ荷積證書又ハ其他ノ權利證書ヲ讓渡セザル場合ニハ賣主ハ其出金ヲナセシ質取

差止權之任遂テ  
ラルル

差止權之權利ノ直

差止權之權利

差止權之權利  
再差

主ニ仕拂又ハ提供ヲナスニアラサレハ運送  
中ニアル物品ヲ差止ムルヲ得ス

第四百節

差止ハ物品ノ實際ノ占有ヲナスコ  
ト或ハ運送人又ハ其他占有ヲ持セル受託者

ニ自己ノ權利ヲ通知スルコトニヨリテ  
運送中ノ差止メヲ仕遂テ得

第四百五節

力、ル直知ハ物品ノ直接占有ヲ持  
スル人又ハ占有ヲ持セル借ノ主人ニ與ヘラ

ル、ヲ得、後ノ場合ニ於テハ主人カ相當ノ物  
勵ヲナスコトニヨリ買主ヘノ引渡ヲ防止ス  
ルニマニ會フ様ニ其債ニ之ヲ先テ得ル時  
ト本情ノ下ニ其直知ヲ與ヘカレハカラス

第四百六節

運送中ノ差止權ハ其物品全体ノ代  
價ノ仕拂ハル、近其差止物ヲ保持スルノ權

法典調査會

ヲ差止ニ與フ  
再差

第四百七節

物品ノ買主ハ自己ニ賣ラレタル物  
品ヲ引取ラサルカ又ハ之レニ對シテ仕拂ハ

カルコトニヨリテ契約ノ條ノ部分ヲ履行ス  
ルコトヲ該マルトキハ賣主ハ物品ノ上ニ留  
置權ヲ有シ又ハ運送中ニ之ヲ差止メ、再差セ  
ントノ意志ノ通知ヲ買主ニ與ヘ相當時間ノ  
經過後之ヲ再差スルヲ得、而シテ買主ハ留  
置ヲ負擔セサルヘカラズ、カレトカ、ル再差  
ヨリ生シ得ル利益ツ一モ受クル權ナシ

物品賣主ノ賣主  
ニ譲渡ス權利

權利

一〇八 左ノ場合ノ外ハ賣主ハ物品ニ関シテ  
自己ノ持スルヨリモヨキ權利ヲ其物品ノ買  
主ニ與フルヲ得ス

例外第一 或人所有者ノ同意ニヨリ物品  
ヲ占有シ或ハ荷積證書、航海證書、倉守ノ  
證書、埠頭守ノ證書又ハ引渡命令書其他  
物品ノ權利ヲ表照スル證書ヲ占有スル  
トキハ所有者ヨリ及対ノ指揮アルニ拘  
ハラス此ク占有スル物品又ハ此ハ此ノ證  
書ノ関セル物品ノ所有權ヲ何人ニモ移  
轉シ之レカ立派ナル權利ヲ其人ニ與ワ  
ルヲ得但シ買主ハ善意ニシテ且物品又

法典調查會

ハ證書ノ占有者其物品ヲ賣ルノ權ヲ持  
セストノ相立ノ推定ヲ起スヤ如キニア  
ラサル情況ノ下ニ之ヲナスヲ要ス

例外第二 若シ物品ノ諸連合所有者中ノ  
一人共同所有者ノ認許ニヨリテ物品ノ  
總占有ヲ持マシハ其物品ノ所有權ハ其  
連合所有者ヨリ善意ニシテ且物品ノ占  
有者ハ之ヲ賣ルノ權ヲ持セストノ相立  
ノ推定ヲ起スヤ如キニアラサル情況ノ  
下ニ之ヲ買ハル人ニ移轉ス

例外第三 或人其相手方ノ選擇ニヨリテ  
鎖除シ得ヘキ契約ニヨリ物品ノ占有ヲ  
得タリシトキハ其物品ノ所有權ハ契約



權利を以て之を  
賣主ノ責任

良好ナル又ハ  
黙示担保ヲ定ムル

確カナルトシテ  
食品ノ賣買ニ包含  
セラル

全体ノ担保ハ見本  
ヨリ物品ノ賣買  
ニ包含セラル

物品或ハ特別ニ名  
稱セラルトシテ賣  
買シタル場合ハ黙示  
担保

鎖除セラレ、前ニ善意ニ占有者ヨ  
リ買ハル第三者ニ移轉ス但シ契約ヲ鎖  
除シ得ヘキモノトナセシ事情ハ占有者  
又ハ占有者カ代表セル人ニヨリテ犯サ  
レタル罪科トナラサルトキニ限ル  
此場合ニ於テハ元トノ賣主ハ契約ノ鎖  
除ヲ妨ケラレシコトニヨリテ蒙ル損  
害ノ賠償ヲ元トノ買主ヨリ得ル權利ア

担保

一〇九 買主又ハ彼レニ續イテ主張スル人賣  
主ノ權利ノ無カナル為メ賣品ヲ奪ハルト  
キハ契約面ヨリ反對ノ意志ノ顯ハル、ニア  
ラサレハ賣主ハ此ヨリ生スル損害ニ対シ買  
主又ハ彼レニ續イテ權利ヲ主張スル人ニ責  
ヲ負フ

法典調査會

一〇 良好ナルコト又ハ品質ノ黙示ノ担保  
ハ特殊ノ商習慣ニヨリテ定メラル

一一 食品ノ賣買ニ於テハ其食品ハ確カナ  
リトノ黙示ノ担保アリ

一二 見本ニヨル物品賣買ニ於テハ其全体  
ノ性質ハ見本ノ性質ニ等シトノ黙示ノ担保  
アリ

一三 物品ハ或ハ特別ナル名稱ノモノナリト  
テ賣渡サレタル場合ニハ後ト買主ハ見本ニ  
ヨリテ之ヲ買フカ又ハ全体ヲ査見シタル後

under him  
invalidity

offen

物賣成(特別)目  
の爲メ注セウ  
レシ場合ノ担保

ヨリ知レ渡リタル特種ノ  
貨物ノ賣買ニ於テ  
担保

賣主如何ナルトモ  
レタル瑕疵ニ對シテ賣  
主ノ責

担保破毀ニ於テ賣主  
ノ權利

確定セザル物品ノ  
担保ノ據ラシク  
合テハ買主ノ權利

之ヲ買フモ其物品ハ商事上其名稱ヨリ知  
ラレタル物品ナリト、黙示ノ担保アリ

説明

或特別ナル名稱ノモノトシテ賣ラレハ

モ其名稱ノモノナリト担保セラレスト

ノコトヲ示セハ黙示ノ担保ナシ

一四 物品カ或特別ナル目的ノ爲メ注文

セラレ其注文書ニ記載セル名稱ノ物品ハ通

常ナル目的ノ爲メ賣ラレ、場合ニハ賣

主ヨリ供給セル物品ハ其目的ニ適当ナリト

ノ黙示ノ担保アリ

一五 ヨク知レ渡リタル特種ノ貨物ノ賣買

ニ於テハ其貨物ハ或格段ナル目的ニ適セリ

法典調査會

トノ黙示ノ担保ナシ

一六 詐欺又ハ品質ノ明テ、担保ナキ場合

ニ於テハ其品柄ニヨリテ賣リシ品柄ニ適合

セル貨物ノ賣主ハ隠レタル瑕疵ニ對シテ責

ヲ有セズ

一七 担保付ヒテ賣ラレタル特別ノ貨物カ

引渡及ビ受諾サレ而シテ担保ノ破ラレタル

場合ニ賣買ハ之レカ爲メ鎖除シ得ヘキモ

ノトナラス、サレド買主ハ担保ノ破毀ニヨリ

テ生セシ損害ノ賠償ヲ賣主ヨリ受クル權利

アリ

一八 契約ノ時ニハ未タ確定セザルハ又ハ

存在セザル物品ノ賣買ノ契約担保付ニテア

description

リテ其担保ノ破ラレタル場合ニハ買主ハ其物品ノ提供セラレタルトキ之ヲ受諾スルカ

又ハ受諾スルコトヲ拒ミ  
或ハ之ヲ試験シテ玩味スルニ相應ニ充分ナ

ル時ノ間之ヲ保テ然レ後之ヲ拒ムコトヲ得  
但シ此時ノ間試験ト玩味ノ目的ニ必要ナル

行為以外ノ所有權行為ヲ其物品上ニ付サハ  
ルコトヲ要ス

如何ナル場合ニ於テモ買主ハ担保ノ破毀ヨ  
リ生ゼシ損害ノ賠償ヲ賣主ヨリ受クル權アリ

カレド若シ彼レハ物品ヲ受諾シ且賠償ヲ  
モ請求セント欲スレハ斯クナサントスル意

志ノ通知ヲ担保ノ破毀発見後相与ノ時間内  
ニ英一サルヘカラス

雜則

法典調査會

miscellaneous

注文品ト注文セザル  
物品送ラレトキ買  
主ハ如何トキモ之ヲ  
拒絶シ得ルヤ

受諾スルコトヲ不承  
ニ拒絶スル結果

買主定時ニ代價在  
在フコトヲ誤ルコト  
ノ權

一一九 賣主ハ注文セラレタル物品ト共ニ注  
文セラレザル物品ヲ買主ニ送ルトキ若シ注  
文セシ物品ト注文セザル物品トヲ分別スル  
ニ危険又ハ困難アレハ買主ハカク送ラレタ  
ル物品ノ何品ヲモ受諾スルコトヲ拒ムヲ得  
一ニ〇 買主ハ送ラレタル物品ヲ受諾スルコ  
トヲ不承ニ拒絶スレハ此事ハ賣買ノ契約ノ  
破毀トナル  
一二一 賣品カ買主ニ引渡サレタルトキハ契  
約ニヨリ其權アリト特約スルニアラサレハ  
買主定時ニ仕掛フコトヲ誤リシトテ賣主其

競賣ニテ賣ラレ  
タル競賣物ト賣買  
ト移轉

賣主代價ヲ引上ル  
為ノ後、呼價用  
元結單

賠償契約ノ受託

訴ラレタル場合、  
元賠償所持有ノ  
権利及び責任

契約ヲ鎖除スルノ權ナシ

一二二 物品ハ競賣ニテ賣ラル、場合ニハ各  
競落毎ニ物品ノ特異別個ノ賣買アルナリ其  
賣買ニヨリ物品ノ所有權ハ各競落ノ槌下セ  
ラル、毎ニ移轉ス

一二三 競賣ニ於テ代價ヲ引上ルル為メ賣主  
若シ及伴ノ呼價ヲ用ユレハ其賣買ハ買主ノ  
選擇ニヨリテ鎖除シ得ヘキモノナリ

第八章 賠償ト保證

一二四 一方ノ當事者自己ノ所行又ハ他人ノ  
所行ニヨリテ相手方ニ生スル損失ヨリ相手  
方ヲ救ハント約束スル契約ハ賠償ノ契約ト  
イハル

法典調査會

一二五 其權内ニ働ラキオハ、賠償ノ契約ノ受  
託者ハ為約者ヨリ左ノモノヲ恢復スルノ權  
アリ

一 賠償ノ約束ノ適合セシ事柄ニ關スル  
訴訟ニ於テ任拂ヲ強要セラル、總賠  
償額

二 訴訟ヲ起シ又ハ之ヲ防禦スルニ於テ  
為約者ノ命ニ背カス且賠償ノ契約代  
キ際ニセック行フハ利口ナラン如ク行  
フカ、或ハ為約者ハ其訴訟ヲ起シ又ハ  
之ヲ防禦スルノ權ヲ被シヒ一タハ  
トキハ、ハ、ル訴訟ニ於テ任拂ヲ強要  
セラル、總費用

indemnity guaranteed bidding. cash lot

保證保證人主債  
務者及債權者  
契約

保證ニ対スル約因

保證ノ責任

繼續的保證

繼續的保證言消

保證人ノ死亡ニシテ  
繼續的保證言消

(三)

私談ハ為約者ノ余ニ及スルニアラズ、  
且賠償ノ契約ナキ際ニ之ヲナスハ利  
口ナランカ、又ハ為約者ハ訴訟ヲ私談  
スルノ權ヲ被レシニ莫一タルトキハ、カ  
ル訴訟ノ私談ノ條項ニヨリ任拂フ

總類

一 二六 保證ノ契約トハ第三者カ之ヲ欠缺ス  
ル場合ニ第三者ノ約束ヲ履行シ又ハ其責任  
ヲ盡クントノ契約ナリ、保證ヲ與フル人ハ保  
證人トイハレ、其人ノ欠缺ニ關シテ保證カ與  
ヘザル、人ハ主タル債務者トイハレ而シテ  
保證ヲ與ヘザル、人ハ債權者トイハル  
保證ハ口頭又ハ書面タルヲ得

法典調査會

一 二七 主債務者ノ利益ニナサレタル事、又ハ  
セラレタル約束ハ保證ヲ與フルトシ、并シ保  
證人ニ充分ノ約因タルヲ得  
一 二八 契約ニヨリ他ノ事ニ定メラレザル以  
上ハ、保證人ノ責任ハ主債務者ノ責任ト同一  
ノ範圍ナリ  
一 二九 取引ノ一連ニ渡ル保證ハ繼續的保證  
トイハル  
一 三〇 繼續的保證ハ債權者ニ通知スルコト  
ニヨリ將來ノ取引ニ關シテ何時ヒテモ保證  
人ニヨリテ言消ヤルヲ得  
一 三一 又并ノ契約ナキ以上ハ、保證人ノ死亡  
ハ將來ノ取引ニ關スル限度ニ於テ繼續的契

one will

done  
made

compromise

6

原告の責任ハ人ノ責  
任ハ保證ニ關セル儀  
等間ノ内約ヨリテ  
影響セラル

契約ノ修項ニ變更  
ヨリテ保證人ノ免責

主債務者ノ免除ニ

免責ニ保證人ノ  
免責

債權者主債務者  
ト和解し時ノ英又  
ハ訴ヘスト合意スル  
ハ保證人ノ免責

主債務者ニ時ヲ延  
ビテノ合意ハ第三者  
ナカレトモハ保證人ノ  
免責セラル

債權者ノ訴訟ノ  
過失ハ保證人ノ免  
責セズ

約ノ言消ノ働ヲキヲナス

一三二 二人或ハ責任ヲ負ハシコトヲ第三者ト  
契約シ且相互間ニ契約シテ二人中ノ一人他  
方ノ欠缺ニ關シ單獨ニテ責ヲ負フベシト定  
メ第三者ハ此契約ノ当事者ニアラサル場合  
ニハ後ト第三者ハカ、ハ契約ノ存在ヲ知レ  
リトスルモ第一ノ契約ニヨリ二人各自ノ第  
三者ニ對シテ有スル責任ハ第二ノ契約ノ存  
在ニヨリテ影響セラル

一三三 保證人ノ同意ナクシテ主債務者債權  
者間ノ契約ノ修項ニ關シテテナス變更ハ其以  
後ノ取引ニ關シテ保證人ヲ免責ス

一三四 保證人ハ主債務者ヲ免除セラレハ所

法典調査會

ノ債權者主債務者間ノ契約或ハ主債務者ヲ  
免責セラレハ法律上ノ結果ヲ生ズル所ノ債  
權者ノ行為又ハ不行為ニヨリテ免責セラレ  
一三五 債權者主債務者ト和解ヲナスカ或ハ  
時ヲ延ヘシ又訴ヘサルヘシト約束スル債權  
者主債務者間ノ契約ハ保證人其契約ニ同意  
スルニヤラサルハ保證人ヲ免責ス

一三六 主債務者ニ時ヲ延ビテノ契約債權  
者ニヨリテ第三者トナサレシ主債務者トナサ  
レサル場合ニハ保證人ハ免責セラレズ

一三七 保證ニ於テ友對ノ約定ナキ以上ハ債  
權者ノ方ニテ主債務者ヲ訴フルコトヲ避  
ケ又ハ被シニ對シテ其他ノ救済方法ノ執行

共同保證人一人免  
除他者ヲ免責ス

保證人有カニ救濟方法ヲ害シ債權者ノ行為ヲ不行スル保證人ノ免責

拂又履行ヲ要スル保證人ノ權利

債權者ノ担保利益ニ對シテ有ル保證人ノ權利

債權者ニテ得ル利益ニ對シテ有ル保證人ノ權利

債權者ニテ得ル利益ニ對シテ有ル保證人ノ權利

一 避クルコトが保證人ヲ免責セス

一三八 共同保證人アル場合ニ債權者ノナセ  
ル其一人ノ免責ハ他ノ者ヲ免責セズ又他ノ  
保證人ニ對スル責任ヨリ此免責セラレタル  
保證人ヲ放釋セズ

一三九 債權者若シ保證人ノ權利ト兩立セザ  
ル行為ヲナスカ、又ハ保證人ニ對スル本分ト  
シテナスベキノ行為ヲナサズ為メニ主債務  
者ニ對スル保證人ノ有カテハ救濟方法害セ  
ラルレハ保證人ノ免責セラレ

一四〇 保證セラレシ債務カ任拂期限ニ至ル  
カ又ハ保證セラレシ本分ヲ履行スルノ主債  
務者ノ欠缺生ゼシ場合ニ保證人其自ラ負

法典調査會

ルモノヲ盡ク任拂フカ又ハ履行スルコトニ  
ヨリテ債權者ノ主債務者ニ對シテ持セシ總  
テノ權利ヲ附與セラレ

一四一 保證人担保ノ存在ヲ知ルト否トニ拘  
ハラス保證ノ契約ヲナセシトキ債權者ノ主  
債務者ニ對シテ持セシ總担保ノ利益ヲ受ク  
ルノ權アリ、債權者若シ之ヲ失フカ又ハ保證  
人ノ同意ヲクシテ之ヲ離セハ保證人ハ其担  
保ノ價值ノ限度内其責任ヲ免セラレ

一四二 債權者ニヨリ又ハ被レノ知識ト同意  
ニヨリ取引ノ重要ナル部分ニ關シテナサレ  
タル虛陳手段ニテ得ラレシ保證ハ無カナリ  
一四三 債權者重要ナル事情ニ關シテ沈黙ヲ

invalid (void...無効ナリ)

essential set free

8

共同保證人連合  
スル迄は債権者其  
保證を兼して働ラ  
ハケラズト合意上  
ノ保證

保證人賠償セシ  
ト黙約

共同保證人等  
拠出スルノ責アリ

異額ノ責アリ負テ共  
同保證人責任

寄託寄託者及シ  
受寄者ノ受寄

保ツノ手段ニテ得タル保證ハ無カナリ

一四四 他人カ共同保證人トシテ之ニ連合ス  
ル迄ハ債権者保證ニ兼シテ働ラケハケラス  
トノ契約ニテ或ル人カ保證ヲ供フル場合ニ  
若シ其他人ハ連合セザレバ其保證ハカアル  
モノニアラス

一四五 凡テ保證ノ契約ニ於テハ保證人ニ賠  
償セントノ主債務者ヨリノ黙約アリ保證人  
ハ保證ニヨリ正當ニ任拂フタル全額ヲ主債  
務者ヨリ恢復スルノ權アリサレド不享ニ任  
拂フタル額ヲ恢復スルノ權ナシ

一四六 二人又ハ二人以上ノ人同一ノ債務又  
ハ本分ニ關シテ共同保證人タル場合ニハ連  
合又ハ別々タルト同契約又ハ別契約ヲ以テ

法典調査會

スルト或ハ互ヒシ之ヲ知ルト又ハ知ラザレ  
トニ拘ハラズ及対ノ契約ナキ以上ハ彼等間  
ニアリテハ各々債務ノ全部又ハ主債務者ノ  
任拂ハサル殊部ヲ等分ニ任拂フ責アルナリ  
一四七 異テリタル額ニ關シテ責アル共同保  
證人ハ彼等各自ノ再務ノ制限ノ許ルニ限り  
ハ等分ニ任拂フ責アリ

第九章 寄託

一四八 寄託トハ其目的ノ完成スルトキ物品  
ノ返還セラルルカ然ラザレバ物品引渡人ノ  
指揮ニ應ジテ處分セラルルニキ契約ニテ或目  
的ノ為メニ一人ヨリ他人ニテス物品ノ引渡

bailement



受寄者ハ引渡ハ如何モランカ

寄託物ノ瑕疵有キハ寄託者存心

受寄者ナキト注意

如何トモ受寄者ハ

ナリ、物品ヲ引渡ス人ハ寄託者トイハレシテ引渡サルハ人ハ受寄者トイハル

説明 既ニ他人ノ物品ヲ占有スル人受寄者トシテ之ヲ保持セシト契約スレハ仮

ニ其物品ハ寄託ニテ引渡サレザリシテランモ之ニヨリテ彼レハ其物品ノ受寄

者トナリ所有者ハ寄託者トナリ

一四九 受寄者ハ、引渡ハ其物品ヲ自己ノ目指ス受寄者又ハ彼レノ為メニ之ヲ保持スル

ノ権ヲ有スル人ノ占有ニ歸スル効果ヲ有スル事柄ヲナスコトニヨリテセラル

一五〇 寄託者ハ、寄託物ノ瑕疵ニシテ自ラ之ヲ知り且ツハ大ニ物ノ使用ヲ妨クルカ又ハ

法典調査會

受寄者ヲ非常ノ危険ニオクモノ、ハ之ヲ受寄者ニ開示ス一キナリ若シ此開示ヲナサバハ

ハカ、ル瑕疵ヨリ直接ニ受寄者ニ生スル損害ニ対シテ責ヲ有ス

若シ物品ハ、貸料ヲトリテ寄託セラル、トキハ寄託者ハ其寄託物ニ瑕疵ノ存在スルコト

ヲ知ルト知ラザルハ拘ハラス、カ、ル損害ニ対シテ責ヲ有ス

一五一 寄託ノ凡テノ場合ニ於テ受寄者ハ通常ノ注意家カ類似ノ場合ニ其寄託物ト同一

ノ容量品價互ヒ價値ノ高カ物ニ付テナス式ノ注意ヲ寄託物ニ關シテナス一キナリ

一五二 特約ナキ以上ハ受寄者ハ第百五十一

for 411

寄託物ノ滅失等  
対シテ責ナキカ

條件ト不両立ヲ受  
寄者ノ行為ヨリ  
寄託ノ終了スル

寄託物ニツキ權利  
ヲ使用ヲ受寄  
者ノ責任

寄託者同意ヲ以テ  
被シ物品ト受寄者  
ノ物品トシ混合スル  
結果

寄託者ノ同意ナク  
シテ混合シ物品ノ  
分離ヲ得ルトキハ  
結果

寄託者同意ナクシテ  
混合シ物品ハ分離  
ヲ得ザルトキハ  
結果

節ニ記載セシメ式ノ注意ヲ寄託物ニ付テヤセ  
ハ其物ノ滅失毀損ニ責ヲ負ハス

一五三 受寄者若シ寄託ノ條件ト不両立ナル  
行為ヲ寄託物ニ関シテヤセハ寄託ノ契約ハ  
寄託者ノ選擇ニヨリテ鎖除シ得ヘキモノナ  
リ

一五四 受寄者若シ寄託ノ條件ニ従ハサル使  
用ヲ寄託物ニ関シテヤセハカハル使用ヨリ  
生シ又ハカハル使用中ニ生スル損害ニ対シ  
寄託者ニ賠償ヲナスノ責ヲ有ス

一五五 受寄者若シ寄託者ノ同意ヲ以テ自己  
ノ物品ト寄託者ノ物品ヲ混合スレハ寄託者  
受寄者ハ各自ノ持分ニ比例シカクシテ生セ  
ル

法典調査會

シ混合物ニ於ケル利益ヲ有ス一キナリ

一五六 受寄者若シ寄託者ノ同意ナクシテ自  
己ノ物品ト寄託者ノ物品ヲ混合シ而シテ其  
物品ハ分離又ハ分別セラレハ得ルトキハ  
其物品上ニ於ケル所有權ハソレノ事者  
ニ寄存スヤレド受寄者ハ分離又ハ分別ノ費  
用及ヒ混合ヨリ生スル損害ヲ負担ス一キナ  
リ

一五七 受寄者若シ寄託者ノ同意ナクシテ自  
己ノ物品ト寄託者ノ物品ヲ混合シ寄託物ト  
他物品トシテ分離セラレハ得ザル様ニナシ  
テ之ヲ渡シ返ヘセハ寄託者ハ其物品ノ損害  
ニ対シ受寄者ヨリ賠償セラレハ權アリ

lost  
destruction  
detractor

寄託者ヨリテ  
カハ必要費ノ掛  
返

恩惠寄託ノ概  
Illustration (附)

時終了ノ目的ノ  
完成ニヨル寄託物  
返還

物寄託時ノ引渡ス後  
改セリサルトキニ受  
寄者ノ責任

死ヨリテ恩惠寄託

一五八 寄託ノ條件ニヨリ物品ハ寄託者ノ為  
メニ受寄者ニヨリテ貯藏運送又ハ加工セラ  
ルヘク而シテ受寄者報酬ヲ受ケサルヘキ場  
合ニハ寄託者ハ寄託ノ為メニ受寄者ノ招キ  
シ必要費ヲ被レニ拂ヒ返ハスヘキナリ

一五九 使用ノ為メノ物ノ貸主ハ若シ其貸付  
恩惠的タリシナラハ何時ニテモ返還ヲ要求  
スルヲ得、仮ヒ特定ノ時間又ハ特定ノ目的ノ  
為メニ貸付テタリシ場合タリトモ然リ、サレ  
ド借主若シ特定ノ時間又ハ特定ノ目的ノ為  
メニナサレタル貸付ニ依信シテ或ル行為ヲナ  
シ從テ合意ノ時間前ニ其物ヲ返還スレハ實  
際借受ヨリ得タル利益ニ超過スル損失ヲ生

法典調査會

スルカ如キニ至ル場合ニ貸主返還ヲ迫マシ  
ム此ヨリ生スル損失高ノ得シ利益ニ超過ス  
ルモノヲ借主ニ賠償セサルヘカラス  
一六〇 寄託セラレタル時間終了スルカ又ハ  
寄託セラレタル目的完成スレハ請求ナクト  
モ直テニ其寄託物ヲ返還スルカ又ハ寄託者  
ノ余ニ從フテ之ヲ引渡スハ受寄者ノ本分ナ  
リ

一六一 受寄者ノ過失ニヨリ物品ハ適當ニ返  
還引渡又ハ提供セラレサルトキハ受寄者其  
時ヨリ物品ノ滅失毀損ニ関シ寄託者ニ責メ  
有ス

一六二 恩惠寄託ハ寄託者又ハ受寄者ノ死亡

12

終了スルト

寄託者ハ寄託物ヨリ増加物又ハ利益ヲ得ル權アリ

受寄者ニ對スル寄託者ノ責任

多ク連合寄託者ヨリテハ寄託

權利ヲ寄託者ニ再

引渡アリテヨリ送寄者責ヲ負ハス

寄託物ヲ要求スル三者ノ權利

物受見者權利

申出ルル特別報償ヲ得ルハ七ノ得

ニヨリテ終了ス

一六三 反対ノ契約ナキ以上ハ受寄者ハ寄託物ヨリ生スル増加物又ハ利益ヲ寄託者又ハ彼レノ命スル所ニ引渡スヘキナリ

一六四 寄託者寄託ヲナス權物品ヲ受戻ス權又ハ物品ニ関シテ指揮ヲ與フル權ナキカ爲メニ受寄者ノ蒙ムリシ損害ニ関シ寄託者受寄者ニ對シテ責ヲ有ス

一六五 物品ノ諸連合所有者其物品ヲ寄託スレハ反対ノ合意ナキ以上ハ受寄者ハ連合寄託者全体ノ同意ナクシテ只其中ノ一人ニ又ハ其一人ノ命スル所ニ之ヲ引渡スヲ得

法典調査會

一六六 寄託者物品ニ對シ權利ヲ有セス而シテ受寄者ハ善意ニテ其物品ヲ寄託者又ハ彼レノ命スル所ニ引渡ストキハ受寄者ハアル引渡ニ関シテ所有者ニ責ヲ負ハス

一六七 寄託者以外ノ人寄託物ニ對シテ權利ヲ主張スルトキ此人ハ寄託者ハノ物品ノ引渡ヲ止メテ物品ニ對スル權利ヲ裁定センコトヲ請願スルヲ得

一六八 物品ノ發見者ハ其物品ヲ保存シ所有者ヲ見出ス爲メニ自ラ進ンテ冒セシ困難ト費用ニ對スル報償ニ関シ所有者ヲ訴フル權ナシガレドヤ、ル報償ヲ受クル迄所有者ニ對シ物品ヲ雷置スルヲ得所有者紛失品ノ返還ニ向テ特別報償ヲ申出ラタル場合ニハ條

通常賣買とラハ  
物ノ發見者ニ如テハ  
下キ之ヲ賣却シ得  
ルヤ

受寄者特別ノ雷  
置權

銀行者代理高埠頭  
守權證書五ニ保檢  
證書仲買人ノ概  
雷置權

實質主及保單主  
ノ定義

見者ハ其報償ヲ得ント詠ヘ去ツルヲ得且之  
ヲ受クル迄物品ヲ雷置スルヲ得

一六九 通常ニ賣買ノ目的タル物ト紛失セル  
場合ニ差シ相當ノ勉勵ニテ所有者見出サレ  
能ハサルハ又ハ請状スルニ被シ發見者ノ適  
法ノ費用ヲ仕拂フコトヲ拒ムトキハ發見者  
ハ其物ヲ賣却スルヲ得其場合

(一) 物ハ滅失スルカ又ハ其價值ノ大部分  
ヲ失フノ恐シアルトキ又ハ  
(二) 發見物ニ関シ發見者ノ適法ノ費用ハ  
其價值ノ三分ノ二以上ニ達スルトキ

一七〇 受寄者寄託ノ目的ニ從ヒ寄託物ニ関  
シテ努力又ハ熟練ノ行使ヲ要スル働ラキヤ  
ナセシトキハ、反對ノ契約ナキ以上ハ其物品  
ニ関シテ彼レノナセシ働ラキニ對スル適當  
ノ報酬ヲ受クル迄物品ヲ雷置スルノ權ヲ有  
ス

法典調查會

一七一 銀行者代理高埠頭守權裁判所ノ稱  
護主及ヒ保險證書ノ仲買人ハ反對ノ契約ナ  
キ以上ハ自己ニ寄託セラレシ凡テノ物品ヲ  
差引總計算ノ担保トシテ雷置スルヲ得サレ  
下地ノ人々ハ此事ノ明示ノ契約アルニアラ  
ハレハ自己ニ寄託セラレシ物品ヲヤハル差  
引計算ノ担保トシテ雷置スルノ權ヲ有セス  
實ノ寄託

一七二 債務ノ仕拂又ハ約束ノ履行ノ担保ト

subject

banker factor

general balance of account

failments of pledge

質取主ノ靈權

シテナス物品ノ寄託ハ質トイハル、此場合ニ於テ寄託者ハ質主トイハシ受寄者ハ質取主トイハル

一七三 質取主ハ債ニ債務ノ任拂又ハ約束ノ履行ニ対シテノミナラズ債務ノ利息及ヒ質物ノ占有又ハ保存ノ為メニ費ヤセシ凡テノ必要費ニ対シテ質物ヲ雷置スルヲ得

一七四 其事ノ契約ナキ以上ハ質取主ハ其債務又ハ約束ヲ担保スル為メ物品質入セラシタル所ノ債務又ハ約束ヨリ外ノ債務又ハ約束ノ為メニ其質物ヲ雷置スヘカラス、サレド及對ノトナキ以上ハ質取主ノ後ニナセシ出金ニ関シテハトハ、ハ契約アルモノト推定ス

法典調査會

ヘキナリ

一七五 質取主ハ質物ノ保存ニ関シテ費ヤセシ非常ノ費用ヲ質主ヨリ受クル權アリ

一七六 質主其債務又ハ約束ニ関シテ物品ヲ質入セシ所ノ債務ノ任拂ヲ欠缺スルカ又ハ約定セシ時期ニ約束ヲ履行スルコトヲ欠缺スルハ質取主ハ其債務又ハ約束ニ関シ質主ニ対シテ訴ヲ起シ附帯ノ担保トシテ質物ヲ雷置スルカ又ハ賣買ノ相手ノ通知ヲ質主ニ與ヘテ質物ヲ賣却スルヲ得

若シカ、ハ賣買ノ賣上高ハ債務又ハ約束ニテ負ヘル額ヨリモ少ナシレハ質主尙殘額ヲ任拂フ責アリ、若シ賣買ノ賣上高ハカク負ヘ

質取主ハ其モノ為メニ物品質入セラシタルモ、ヨリ外ノ債務又ハ約束ノ為メニ雷置スヘカラス  
後ニ出金場合ニ於テ推定

質主ハ非常賣買ニ関シテ質取主ノ權

質主ハ其モノ為メニ物品質入セラシタルモ、ヨリ外ノ債務又ハ約束ノ為メニ雷置スヘカラス

欠缺之質主受  
公権

defaulting name

物主之物品權利證  
書ノ上有若シヨリテ  
有ルハ質

質主に限り利益  
ヲ有スル場合ノ質

加害者トシ寄託

ル額ヨリモ大ナシハ質取主ハ質主ニ其剩餘  
ヲ拂渡スルシ

一七七 其債務又ハ約束ヲ担保スル為メ質入  
セラレタル所ノ債務ノ任拂又ハ約束ノ履行

ニ関シテ一定ノ時カ約定セラレ而シテ質主  
約定ノ時ニ債務ノ任拂又ハ約束ノ履行ヲ

スルヲ欠缺スルトキ後ニ其物品ノ賣買前ナ  
シハ何時ニテモ其質物ヲ受出スル得サレト

此場合ニハ其欠缺ヨリ生レシ費用ヲ餘分ニ  
任拂ハサルヘヤラス

一七八 物品或ハ荷積證書船渠證書庫守ノ證  
書埠頭守ノ證書引渡ノ證書又ハ余令書其他

凡テ物品ノ權利證書ヲ有スル人ハカハル  
物品又ハ證書ノ有効ナル質ヲナスヲ得但シ

質取主ハ善意ニシテ且質主不當ニ之ヲナシ  
オレリトノ相与ノ推定ヲ起スカ如キニアラ

サハ事情ノ下ニ之ヲナスヲ要ス  
且カ、ル物品又ハ證書ハ其適法ノ所有者又

ハ適法ノ貯蔵者ヨリ侵犯又ハ詐欺ニヨリテ  
得ラレザルヲ要ス

一七九 人ハ只限リアル利益ヲ有スル物品ヲ  
質入スル場合ニハ其質入ハ其利益ノ限度迄

有知ナリ

受寄者又ハ受託者ヨリ加害者ニ  
対スル訴訟

一八〇 若シ第三者不正ニ受寄者ヨリ寄託物

法典調査會

interest

右又受寄者ヨリ  
テテハ訴訟

ハ訴訟ニテ得タル  
補償又ハ賠償ノ既  
分

ノ使用又ハ占有ヲ奪却スルカ或ハ之ニ害ヲ  
加フレハ受寄者ハ其所有者カ寄託ナカリセ  
ハヤ、ハ場合ニ用ニルヲ得シテラシ救済方  
法ヲ用ニル權アリ而シテ寄託者又ハ受寄者  
何レモヤ、ル奪却又ハ損害ニ関シテ第三者  
ニ対シテ訴訟ヲ起スヲ得

一八一 ヤ、ル訴訟ニ於テ補償又ハ賠償トシ  
テ得タル凡テノ物ハ寄託者ト受寄者ノ間ニ  
アリテハ其各自ノ利益ニ準シテ分配セラレ  
ル

法典調査會

relief  
compensation



第十章代理

代理人ノ撰任及ヒ 権限

代理人本人定義

第百八十二節

代理人トハ他人ノ為メニアル

行為ヲナスカ又ハ第三者ト取引スルニ於テ  
他人ヲ代表スル為メニ用イラル、人ナリ、其

人ノ為メニカ、ル行為ノナサル、人、又ハカ  
ク代表セラル、人ハ本人トイハル

何人代理ノ用事得

第百八十三節

其服従スヘキ法律ニ従フテ成

年ニ達シ且健心ナル人ハ何人ナリトモ代理  
人ヲ用ユルヲ得

何人代理ノ用事得ルカ

第百八十四節

本人ト第三者トノ間ニ於テハ

何人モ代理人トナルヲ得、サレド成年ニ達セ  
ズ且健心ナラサル人ハ、ソレカ為メニ茲ニ編

法典調査會

入セル責任ノ規定ニ従テ本人ニ責任ヲ有ス  
ルカ如キ代理人トナルヲ得

約因必要トシ

第百八十五節

代理ヲ創設スルニ約因ハ必要

ナラズ

代理人權利明示ハ

第百八十六節

代理人ノ權利ハ明示又ハ黙示

タリ得

明示及黙示權利ノ

第百八十七節

權利ハ口頭又ハ書面ノ語ニヨ

リテ與ヘラレタルトキハ明示ノモノトイハ  
ル場合ノ事情ヨリ推測セラルヘキトキハ黙

示ノモノトイハル、而シテ話サレタルコト、書シ  
タルコト又ハ取引ノ普通ノ進行等ハ場合ノ事

情ニ算セラル、ヲ得

代理人權利範圍

第百八十八節

アル行為ヲナス 權利ヲ有スル

非常場合於て代理人ノ權利

代理人ハ其行為ヲナス為メニ必要ナル凡テノ適法ナル事ヲナス權利ヲ有ス  
アル業務ヲ營ム權利ヲ有スル代理人ハ其業務ヲ續行スル為メニ必要ナル凡テノ適法ナル事又ハ通常之レカ進行中ニナサル、凡テノ適法ナル事ヲナス權利ヲ有ス

第百八十九節 非常ノ場合ニハ代理人ハ損失ヨリ其本人ヲ保護スル目的ニテ通常ノ注意家カ類似ノ場合ニ於テ自己ノ事ニ関レテナスナラン如キ凡テノ行為ヲナス權利ヲ有ス

復代人

第百九十節 通常ノ高習慣ニヨリテ復代人用イテルハ得ルカ又ハ其代理ノ性質ヨリレ

法典調査會

テ復代人ハ用イテレサルハカテサル場合ノ外ハ代理人ハ明示又ハ黙示ニテ自ラ履行セント約セレ行為ヲ履行セシムル為メニ適法ニ他人ヲ用ユルヲ得ス

復代人定義

第百九十一節 復代人トハ代理ノ事務ニ関シテ元代理人ニ用イテレ其監督ノ下ニ働ラク人ナリ

適當ニ撰任シタル復代人ヨリテ本人代表セラル

第百九十二節 復代人ハ適當ニ撰任セラレタル場合ニハ第三者ニ對シテハ本人ハ復代人ニヨリテ代表セラレ且恰モ彼レハ元ト本人ニヨリテ撰任セラレタル代理人タルカ如ク本人ハ彼レノ行為ニヨリテ拘束セラレ且責ヲ負フモノナリ

如何ニテ代理人代表權ヲ能ク

復代人為之夏代理責任

復代人責任

權利ヲ行使シテ撰任ラレシ復代人為之夏代理人責任

本人ノ代理事務ニキ働カスル為ニ代理人ヨリテ通常ニ委任セラレタル人ノ肖像

カル人ヲ指合ルニシテ代理人本分

代理人ハ復代人ノ行為ニ関シテ本人ニ責アリ  
レト詭欺又ハ故意ノ惡行ノ外ハ本人ニ責ナシ

第百九十三節 代理人其權ヲ有セサルニ復代人トシテ働ラカス為メニアル人ヲ撰任シタル場合ニハ代理人ハカ、ル人ニ對シテハ本人ノ代理人ニ於ケル關係ニ立テ而シテ彼レノ行為ニツキ本人及ヒ第三者双方ニ責アリ、本人ハカケ用イラレタル人ニヨリテ代表セラレヌ又其行為ニツキテ責ナシ、又其人ハ本人ニ責ナシ

法典調査會

第百九十四節 代理人代理ノ事務ニ関シテ本人ノ為メニ働ラケハ其人ヲ指名スル明示又ハ黙示ノ權ヲ持シ之レニヨリテ其人ヲ指名セシ場合ニハカ、ル人ハ復代人ニアラス、委任セラレタル代理事務ノ部分ニ関シテハ本人ノ代理人ナリ

第百九十五節 本人ノ為メニカ、ル代理人ヲ撰出スルニ於テハ代理人ハ通常ノ注意家カ自己ノ事ニ関シテ用ユルナラシモノト同量ノ思慮ヲ用フハキナリ、カクスレハ彼レハ其撰出セラレタル代理人ノ行為又ハ懈怠ニ関シテ本人ニ責ナシ

認諾

彼ノ與權ニ復シ  
為メニ為セル行為  
關シ其ノ權利

認諾結果

認諾明示ニ默示  
リ得

有知元認諾要  
知識

取引一部ヲモ不與權  
行為ヲ認諾ニ結果

權利ヲ行為認諾  
第三者ヲ害スルヲ得

代理停止

第百九十六節 行為ハ他人ノ為メニアル人ニ

ヨリテ為サレ、サリトテ其他人ハ之ヲ知ラス

又與權セサル場合ニハ其他人ハカ、ル行為

ヲ認諾スルカ又ハ否認スルカヲ選擇スルヲ

得、若シ之ヲ認諾スレハ其行為ハ彼レノ與權

ニヨリテ履行セラル、ヨリ生スルモノト同

一ノ結果生セン

第百九十七節 認諾ハ明示タルカ又ハ其人ノ

為メニ其行為ノ為サレタル人ノ体容ニ含蓄

セラル、ヲ得

第百九十八節 有効ナル認諾ハ、其場合ノ事情

ノ知識ヲ著ルシク欠ケル人ニヨリテナサル

ルヲ得ズ

第百九十九節 自己ノ為メニナサレタル不與

權ノ行為ヲ認諾スル人ハ、其行為カ其取引ノ

一部ヲナセル取引ノ全部ヲ認諾ス

第二百節 若シ權利アリテナサルレハ第三者

ヲ損害ニ附スルカ、或ハ第三者ノ權利又ハ利

益ヲ停止スルノ効果ヲ有セン 行為ガ、權利ナ

クシテ他人ノ為メニアル人ニヨリテナサレ

タルトキ、其行為ハ認諾ニヨリテカ、ル効果

ヲ有スル様ニナサル、ヲ得ス

法典調査會

權利ノ言消

第二百一節 代理ハ本人權利ヲ言消スコト、代  
理人代理事務ヲ拋棄スルコト、代理事務完成  
セラル、コト、本人又ハ 代理人死亡スルカ

代理人目的物利益者  
之場合三六代理傳  
止

本人何時代理人權利  
言消ヲ得ルヤ

權利一部使用ヲレ  
タル場合言消

本人言消又代理  
拋棄對賠償

言消又拋棄通知

又ハ不健心トナルコト、或ハ本人ハ現行ノ無  
資力債務者救助ノ條例ノ規定ニ從ヒ無資力  
者ト決定セラル、コトニヨリテ停止セラル  
第二百二節 代理ノ目的物ヲ組成セル財産中  
ニ代理人自ラ利益ヲ有スル場合ニハ、明示ノ  
契約ナキ以上ハ、カ、ル利益ヲ害シテ代理ハ  
停止セラレ、ツ得ス

第二百三節 前節ニ於テ本節ハ異ナル規定ヲ  
ナセル外ハ本人ハ其權利カ彼ヲ拘束スルカ  
如クニ使用セラル、以前ナレバ何時ニテモ  
代理人ニ與レ權利ヲ言消スヲ得

第二百四節 本人ハ其權利ノ一部使用セラレ  
タル後ニ代理人ニ與レ權利ヲ言消スヲ得  
法典調查會

既ニ代理ニテナサレタル行為ヨリ生スル  
行為ト義務ニ關シテ然ルナリ

第二百五節 代理ハアル期間繼續セラルハレ  
トノ明示又ハ默示ノ契約アルトキハ、充公ノ  
原因ナクシテ其以前ニ代理ノ言消又ハ拋棄  
ヲナス丁ニ對シ場合ニヨリ或ハ本人ヨリ代  
理人ニ或ハ代理人ヨリ本人ニ賠償ヲナサ  
ルハカラス

第二百六節 カ、ル言消又ハ拋棄ニ就テ相當  
ノ通知與ハレサルハカラス、然ラサレバツ  
レカ為メニ場合ノ如何ニヨリ或ハ本人或ハ  
代理人ニ生スル損害ヲ一人ヨリ他方ニ賠償  
セラレサルハカラス

言消及ハ拋棄ハ明示タルカ或ハ默示ヲ得

代理及ビ第百八節  
代理人ノ權利停止ハ何  
時結果ヲ生スルヤ

本人死亡又ハ不健全  
リ代理停止ニ場合  
ニ代理ノ本分

本人事務處置元  
ニ於テ代理人責任

代理ノリトシテ要  
ト熟練ト勉勵

第二百七節 言消及ビ拋棄ハ明示タルカ或ハ本人又ハ代理人ノ体容ニソレク含蓄セラレ得

第二百八節 代理人ノ權利ノ停止ハ代理人ニアリテハ其事ノ彼レニ知ル、前ニハ効果ヲ生セス、又第三者ニアリテハ其事ノ彼等ニ知ル、前ニハ効果ヲ生セス

第二百九節 代理人ノ死亡又ハ不健全ナルコトニヨリテ停止セラル、トキハ代理人ハ前本人ノ代權者ノ為メニ自己ニ委任セラレタル利益ノ保護及ビ保存ノ為メ凡テノ相當ナル手段ヲ採ルハキナリ

第二百十節 代理人ノ權利ノ停止ハ彼レニヨリテ撰任セラレタル元テノ復代人ノ權利ノ停止(代理人ノ權利ノ停止ニ關シテ茲ニ編入セル諸規則ニ從フベシ)ヲ引起ス

法典調査會

第二百十一節 代理人ハ、本人ヨリ與ヘラレタル命令ニ從ヒ又カ、ル命令ナキトキハ、其事務ヲ處置スル土地ニ於テ同種ノ事務ヲ執ルニ關シテ行ハル、慣習ニ從フテ、本人ノ事務ヲ處置スヘキナリ、代理人ハ、カク働ラカサルトキ損害生スレハ之ヲ本人ニ賠償セサルハ、カ

第二百十二節 本人ハ、代理人ノ熟練ヲ欠ケルコトノ通知ヲ有セサル以上ハ、代理人ハ類以

代理人計算

本人通信を代理人  
本分

代理<sup>人</sup>自意<sup>ノ</sup>自己  
計算<sup>以テ</sup>代理事務  
ノ取扱場合<sup>於テ</sup>本人  
ノ権利

自己計算<sup>ニテ</sup>代理事務  
ノ取扱<sup>ハ</sup>代理人ヨ  
リ<sup>ニ</sup>得<sup>ル</sup>利益<sup>ハ</sup>本人  
ノ権利

第二十三節 代理人ハ其請求ニ應レテ本人ニ適當ノ計算ヲナスハキナリ

第二十四節 困難ナル場合ニ於テハ本人ニ通知シテ其指揮ヲ得シコトヲ求ムルニツキ凡テノ相當ナル勉勵ヲ用ユルハ代理人ノ本分ナリ

法典調査會

第二十五節 代理人若シ先ツ本人ノ同意ヲ得ルコトナリ且其尚題ニ関シテ自己ノ知り得タル凡テノ重要ナル事情ヲ本人ニ告知スルコトナク自己ノ計算ヲ以テ代理ノ事務ヲ取扱フタルトキ場合ノ有様ヨリシテ重要ナル事實ハ不眞実ニモ代理人ニヨリテ隠匿セラレタルカ又ハ代理人ノ取扱ハ本人ニ不相当ナルコト顯ハルレハ本人ハ其取引ヲ廢罷セラルヲ得

第二十六節 代理人本人ノ知ラサルトキ本人ノ計算ニセズ自己ノ計算ニテ代理ノ事務ヲ取扱ハ本人ハ其取引ヨリ代理人ニ生ス

本ノ計算於テ受取  
リシ額中ヨリ留置スル  
代理人權

本人為テ受取リシ  
額ヲ拂フキ代理人  
ノ本分

代理人報酬ノ何時位  
拂フキモノトシテ

代理人先行シテ事  
務ニ對シテ報酬ヲ受  
ケル權ナシ

本人物品及ニ依テ種  
種ニ代理人留置權

ル利益ヲ代理人ヨリ請求スルノ權アリ

第二百十七節 代理人ハ代理事務ニ關シテ本  
人ノ計算ニ於テ受取リシ總額中ヨリ、前貸金

又ハ其事務ヲ取扱フ為メニ適當ニ費ヤセシ  
費用及ビ代理人トシテ働ラキシコトニ對シ

テ仕拂ハルハキ報酬ニ關シテ自己ノ得ルハ  
キ凡テノ金錢ヲ留置スルヲ得

第二百十八節 カ、ル除去ノ代理人ハ本人ノ  
計算ニ於テ受取リシ總額ヲ彼レニ仕拂フハ

キナリ  
第二百十九節 特約ナキ以上ハアル行為ノ履  
行ニ對シテ代理人ニナスヘキ仕拂ノ期限ハ

其行為ノ完成迄ハ未ラサルナリ、サレド代理  
人ハ、賣買ノ為メニ委託セラレタル物品ノ全部

賣却セラルサルモ、賣却セシ物品ノ計算ニテ  
受取リシ金錢ヲ留保スルヲ得

第二百二十節 代理ノ事務ニ於テ失行ノ罪ア  
ルモノハ其失行セシ事務ノ部分ニ關シテ報

酬ヲ受ケル權ナシ

第二百二十一節 反對ノ契約ナキ以上ハ代理  
人ハ其物品ニ關シテナセシ手數仕拂及ビ其

等ノ勤勞ニ對シテ自己ノ得ルハキ總額ノ仕  
拂ハレ又ハ計算セラル、迄ハ其受取リレ本

人ノ物品紙類其他ノ動産又ハ不動産ヲ留置  
スル權利アリ

代理人ニ對スル本人ノ本分

法典調査會



代理公適法ノ行為ノ  
結果對シテ賠償ス  
ルキナリ

代理人善意ニシ  
タル行為ノ結果對シ  
テ賠償セザルニキナリ

犯罪ノ行為ヲ主  
ニシテ代理人ノ使用主  
ノ無責任ナリ

本人懈怠ヨリ生  
スル損害ニ對シテ代理  
人ニテ賠償

代理人ノ契約ノ強  
要及ビ結果

代理人權利外ニ走  
ルトキ本人ノ何種迄物  
求セザルナリ

第二百二十二節 代理人ノ使用主ハ其與ヘレ

權利ノ行使ニヨリ代理人ニヨリテ為サレタ  
ル凡テノ適法ナル行為ノ結果ニ對シテ彼レ

ニ賠償スハキナリ

第二百二十三節 一人アル行為ヲナス為メ他

人ヲ用テ代理人善意ニ其行為ヲナス場合ニ  
ハ彼レ其行為ハ第三者ノ權利ニ損害ヲ生ス

ルモ使用主ハ其行為ノ結果ニ對シテ代理人

ニ賠償スハキ責アリ

第二百二十四節 一人犯罪ノ行為ヲナス為メ

他人ヲ用ユル場合ニハ本人ハ其行為ノ結果  
ニ對シテ賠償セントノ明示又ハ黙示ノ約束

上ヨリ代理人ニ責ヲ負ハス

法典調査會

第二百二十五節 本人其懈怠又ハ熟練ノ欠乏

ニヨリテ代理人ニ生セン損害ニ關シ代理人  
ニ賠償セサルハカラス

第二百二十六節 代理人ヲ通シテナセシ契約

及ビ代理人ニヨリテナサレタル行為ヨリ生  
スル義務ハ恰モ其契約ハ本人ニヨリテ結ハ

レ其行為ハ本人ニヨリテナサレタルト同一  
様ニ強要サレ同一ノ法律上ノ結果ヲ持セン

第二百二十七節 代理人為ス權利ヲ與ハラレ

シヨリモ多クノ事ヲナセシトキ權内ニテナ  
セシ事ハ權外ニ為セシコトヨリ分離シ得ラ

ルレハ只其權内ニテナセシコト丈ハ彼レト

本人トノ間ニ有効ナリ

代理人權利超越  
離し得んことを本人  
ハ拘束せしむ

代理人與へし通知  
結果

代理人本人為りたる  
契約ヲ自ら強要スル  
得ん又自ラレニヨリテ  
拘束セザレム

此ニ至ル契約推  
定

前示ミサル代理  
人ヨリテサレタル契  
約當事者權利

第二百二十八節 代理人為ス權利ヲ與ヘラレ

シヨリモ多クノ事ヲナシ權外ニ為ス事ハ權  
内ニ為ス事ヨリモ分離シ得ラレサル場合ニ  
ハ本人其取引ヲ承認スルヲ要セス

第二百二十九節 代理人ニ與ヘシ通知又ハ代

理人ニヨリテ得ラレン知識ニシテソハ本人  
ノ為メニ取引スル事務ノ進行中ニ與ヘ又ハ  
得ラレシモノナレハ本人第三者尙ニアリテ  
ハ其通知又ハ知識ハ本人ニ與ヘラレ又ハ本  
人ニヨリテエラレンモノト同一ノ法律上ノ

結果ヲ持スベシ

第二百三十節 其事ノ契約ナキ以上ハ代理人

ハ本人ノ為メニ結ビレ契約ヲ自ラ強要スル  
ヲ得ズ又自ラ其契約ニヨリテ拘束セラレム

法典調査會

左ノ場合ニ於テハカ、ル契約ハ存在スト推  
定セラルヘキナリ

(一) 契約ハ外國ニ住スル商人ノ為メニ物品  
ノ賣買ヲナス為メノ代理人ニヨリテナ  
サレタル場合

(二) 代理人其本人ノ名ヲ前示セサル場合

(三) 本人ハ前示セラル、モ訴ヘラレ能ハサ  
ル場合

第二百三十一節 代理人若シ彼レノ代理人ニ

ルコトヲ知ラサルカ又ハ之ヲ怪シム道理ヲ  
有セサル人ト契約ヲナスハ本人ハ其契約ノ  
履行ヲ要求スルヲ得、サレド相手方ハ其代理



併りテ代理人トシテ契  
約他人ノ履行ヲ得權  
ナレ

代理人權利ヲ行爲  
權利シキト誘ヒ信  
シタル本人責任  
ナレ

代理人ヨリテ行ハ  
虚陳又詐欺ノ意  
上ニ於テ効果

利ヲ得タル代理人ナリト表照シテ第三者ヲ  
誘ヒカ、ル代理人トシテ已レト取引セシメ  
タル人ハ、若シ彼レノイハル使用主ニシテ彼  
レノ行為ヲ認諾セサルトキハ、カ、ル取引ニ  
ヨリテ他人ノ蒙ハリシ損失又ハ損害ニ關シテ  
之レカ賠償ヲナスノ責アリ

第二百三十六節 代理人ノ性質ニ於テ結約セ  
ラレタル人實際ハ代理人トシテニアラズ自  
己ノ計算ニ於テ働ラキオリシナラハ其契約  
ノ履行ヲ要求スルノ權ナシ

第二百三十七節 代理人權利ナクシテ本人ノ  
為メニ第三者ニアル行為ヲナスカ又ハ義務  
ヲ負フタルトキ、若シ本人ハ言語又ハ体容ニ  
ヨリテ第三者ヲ誘フテカ、ル行為又ハ義務

法典調査會

ハ代理人ノ権内ニアリト信セシメシナラハ  
本人ハ其行為又ハ義務ニヨリテ拘束セラル  
第二百三十八節 本人ノ為メニヌル義務ノ進  
行中、代理人ニヨリテナサレタル虚陳又ハ犯

サレタル詐欺ハ其代理人ニヨリテナサレ  
ル台意ノ上ニハ恰ミカ、ル虚陳又ハ詐欺ハ  
本人ニヨリテナサレ又ハ犯サレタル同一  
効果ヲ持ス、サレド其権内ニ入ラサル事柄ニ  
關シテ代理人ニヨリテナサレタル虚陳又ハ  
犯サレタル詐欺ハ本人ニ影響ヲ及ボサス

第十一章 組合

第二百三十九節 組合トハアル事業ニ財産、勞

組合定義

組合約定義

利益分配得ル為  
ニ至ルハスルニテ  
貸主ヲ組合員トナ  
ス

脱任ル組合員ヨリ  
死セシ組合員ハ借  
主ノ事業ニ残セ  
ル

利益分配手報酬ヲ  
ハ僕又ハ代理人組合  
員トナス

利益中ノ其金ヲ受ケ  
ル亡組合員寡婦又  
ハ小兒ハ組合員トナ  
ス

力又ハ熟練ヲ合同シ夫レヨリ生スル利益ヲ  
彼等ノ間ニ分配セント合意セシ人々ノ間ニ  
存スル關係ナリ  
相互ニ組合ヲ結ビシ人ハ湊合シテ組合体ト  
イハル

第二百四十節 貸主ハ利益ノ割合ニ準シテ利  
息ヲ受ケハシトカ又ハ利益ノ分配ヲ受ケハ  
シトノ契約ニテアル高業又ハ事業ヲ營ム人  
又ハ營マントスル人ニ近ナス貸金ハ只ソレ  
ノミニテハ貸主ヲ組合員トナサス又彼レヲ  
組合員トシテ責アルモノトセス

第二百四十一節 及對ノ契約ナキ以上ハ脱体  
スル組合員ニヨリ又ハ死亡セシ組合員ノ代  
權者ニヨリ事業ニ用フハキモノトシテ残ナ  
レシ財産ハ前節ノ意味ニ於ケル貸金トセテ  
ルハシ

法典調査會

第二百四十二節 高業又ハ事業ニ携ハリオル  
僕又ハ代理人ヲ其高業又ハ事業ノ利益ノ分  
配ニテ報酬セントノ契約ハ只ソレノミニテ  
ハカハル僕又ハ代理人ヲ其組合員ノ一人ト  
シテ責アルモノトセス又彼レニ組合員ノ權  
ヲ與ハス

第二百四十三節 アル商人ハ亡組合員ノ寡婦  
又ハ小兒ニシテ其商人カ事業ニ於テ得ル  
利益ノ一部ヲ年金ニテ受テオル者ハ只カハ  
ル受領ノミニヨリテ其商人ノ組合員ナリト

顧客量却迄と利益  
一部ヲ受クルハ組合  
ニアラズ

他人ヲ自己ヲ組合  
員ト信ゼシムル人  
責任

組合員トシテ表示セ  
ズルヲ許セシムル人  
責任

未成年組合員自責  
合セド彼ノ持分責  
アリ

未成年組合員成年  
達ニ場合責任

カ又ハ彼レノ員ビシ責ニ服スヘキモノナリ  
ト思ハルハキニアラス

第二百四十四節

事業ノ顧客ヲ賣リシトニヨ  
リテ其事業ノ利益ノ一部ヲ年金又ハ其他ノ  
方法ニテ受ケルモノハ、只カ、ル受領ノミニ  
ヨリテ、其事業ヲ営ム人ノ組合員ナリトカ又  
ハ彼レノ責ニ服スヘキモノト思ハルハキニ  
ヤラス

第二百四十五節

言語書語又ハ体客ニヨリ他  
人ヲシテ自己ヲ格段ナル組合体ノ組合員ナ  
リト信ゼシメタル人ハ其他人ニ對シテカ、  
ル組合体ノ組合員トシテ責ヲ負フ

第二百四十六節

自己ヲ組合員トシテ表示セ  
ラル、ト同意セシムル人ハ之ヲ信シテ其組合  
ニ信用ヲ與ヘシ第三者ニ對シ組合員トシテ  
責アリ

法典調査會

第二百四十七節

其服従スヘキ法律ニ従フテ  
未々成年ニ達セサル人ハ組合ノ利益ヲ受ケ  
ルヲ得レト組合体ノ義務ニ自ラ責アルモノ  
トセラル、ヲ得スサレド未成年者ノ持分ニ  
シテ組合体ノ財産中ニアルモノハ組合体ノ  
義務ニ對シテ責ヲ負フ

第二百四十八節

未成年ニテ組合ノ利益ヲ受  
ケルヲ許サレタル人成年ニ達シタル後相當  
ノ時間内ニ組合ヲ棄ツルノ通知ヲ與ハルニ  
アラサレバ、其許サレタル以後組合ノ員トシ

組合債務對組合  
債主責任

共同組合員ノ懈怠不  
該欺ヲ施シ有對  
ル組合員ノ責任

共同組合員ヲ拘束ス  
ル組合員ノ力

組合員權利及義務  
務ヲ確定ル契約案  
罷

凡テノ義務ニ關シテ責ヲ有スルコト、ナル  
第二百四十九節 各組合員ハ自己ノ組合員ニ  
リシ間ニ事務ノ進行中組合ニヨリテ員ハレ  
又ハ組合ノ為メニ員ハレタル凡テノ債務及  
ビ義務ニ對シテ責ヲ負フ、サレド現存スル組  
合体ニ組合員トシテ許可セラレタル人ハソ  
レカ為メニ、彼レノ組合員トナル以前ニ為サ  
レタル事ニ對シ組合体ノ債權者ニ責ヲ負フ  
コト、ナラズ

第二百五十節 各組合員ハ、組合体ノ業務ノ取  
扱ニ關シテ共用組合員ノ懈怠又ハ詐欺ヨリ  
生スル損失又ハ損害ニ對シ第三者ニ賠償ヲ  
ナスノ責アリ

法典調査會

第二百五十一節 已レモ其一員タル組合ノ業  
務ヲ管ムニ必要ナルカ又ハ之ヲ管ムニ通常  
ナサル、行為ヲナス組合員ハ恰モソレカ為  
メニ適當ニ撰任セラレタル代理人ナルト同  
一ノ限度迄其共同組合員ヲ拘束ス  
例外、若シ彼等中ノ何人カノ力ニアル制限ノ  
置カルハ、キ丁組合員間ニ合意セラレタ  
ルトキハ、其合意ニ及シテ為シタル行為

ハ、其合意ノ通知ヲ得タル人ニ關シテハ  
組合体ヲ拘束セサルヘシ

第二百五十二節 組合員ハ契約ニヨリ彼等ノ  
間ニ其權利及ビ義務ヲ整正且確定シタル場  
合ニハ、カ、ル契約ハ只彼等全体ノ同意ニヨ

反對、契約する場合  
組合員相互、關係  
是れ規則

リテ廢罷又ハ變更セラル、ヲ得、其同意ハ明  
示ナルカ又ハ取引ノ齋一ナル進行ヨリ包會  
セラル、モノタラサル、ハカラス

第二百五十三節 反對、契約ナキ以上ハ、組合

員相互ノ關係ハ左ノ規則ニヨリテ定メラル

(一) 凡テ、組合員ハ、始メニ組合資本ニ持込  
ミシモノ、ハ組合ニ属スル金錢ヲ以テ買  
入レシモノ、又ハ組合事業ノ目的ノ為メ  
ニ取得セシ凡テノ財産ノ連合所有者ナ  
リ、凡テカ、ル財産ハ組合財産トイハル  
組合財産ニ於ケル各組合員ノ持分ハ各  
自ノ損益ノ持分ニヨリテ増減セル元據  
出ノ價值ナリ

法典調査會

(二) 凡テノ組合員ハ組合事業利益ヲ等シク  
分配スルノ權利アリ而シテ組合ニヨリ  
テ蒙ラレシ損失ノ為メニ等シク據出  
セサル、ハカラス

(三) 各組合員ハ結合ノ業務ノ處置ニ携ハル  
權利アリ

(四) 各組合員ハ組合ノ業務ニ精勵ス、キナ  
リ而シテ業務ニツキ働テキシジニ對シ  
テ報酬ヲ受ケル權ナシ

(五) 組合業務ニ關係アル通常ノ事柄ニ關シ  
テ異論生スルトキハ其裁判ハ組合員多  
數ノ意見ニ從フテス、キナリ、サレト總  
組合員ノ同意ヲ以テノ外ハ組合事業ノ



性質ニ一ノ變化ヲモナスヲ得ス

六 何人モ、總組合員ノ同意ナクシテ、組合体

ニ新ナル組合員ヲ引入ル、ヲ得ス

七 如何ナル原因ヨリタリトモ若シ組合ノ

一員ニシテ組合員タルエトヲ傳ムルコ

アレハ他ノ總負尙ニアリテ其組合ハ解

散セラル

八 組合ハ一定ノ期尙結ハレタルニアラサ

レハ組合員ハ何時タリトモ夫ヨリ退ク

ヲ得

九 組合ハ一定ノ期尙結ハレタル場合ニハ

其期尙ハ組合員ハ總組合員ノ同意ヲ以

テノ外ハ退クヲ得ス又法廷ノ命令ニヨ

法典調査會

ヨリテノ外ハ如何ナル原因ヨリスルモ

他ノ組合ニヨリテ除名セラル、ヲ得ス

十 組合ハ一定ノ期尙結ハレタルトテ尙ハ

ス組合員ノ死亡ニヨリテ解散セラル

第二百五十四節 組合員ノ訴ニヨリ法廷ハ左

ノ場合ニ組合ヲ解散スルヲ得

一 組合員不健心トナルトキ

二 訴ハオル組合員以外ノ組合員無資債務

者ニ關スル法律ニ従ヒ無資カト決定セ

ラレタルトキ

三 訴ハオル組合員以外ノ組合員アル行為

ヲナシツレカ為メニ其組合員ハ總利益

ハ適法ニ第三者ニ移轉スルトキ

法廷如何トモ組合  
ヲ解散スルヲ得ル

業務禁止之組合  
解散

其期間終了之期間  
終了後繼續之組合  
於其組合員之權利及  
義務

組合員一般本分

組合員之取引  
得る利益之組合  
体之計算

競争事業之組合  
負組合体對之義  
務

(四) アル組合員組合契約ヲ履行スルコト能  
ハサルニ至ルトキ

(五) 訴ハオル組合員以外ノ組合員組合ノ事  
務ニ関シ又ハ他ノ組合員ニ對シ重大ナ  
ル失行ノ罪アルトキ

(六) 組合ノ業務ハ只損失計リニテ營ミ得ル  
トキ

第二百五十五節 組合ハ凡テノ場合ニ於テ其  
業務ノ法律ニテ禁止セラレハコトニヨリテ  
解散ス

第二百五十六節 一定ノ期間結ハレタル組合  
其期間ノ終了後尚繼續タレバ及對ノ合意ナ  
キ以上ハ組合員ノ權利及ヒ義務ニシテ一組

法典調査會

合員ノ意志ニテ解散サレ得ル組合ニ適用セ  
ラレ得ルモノ耳期間終了ノ當時ノマヽニテ  
残存ス

第二百五十七節 組合員ハ最大共同利益ノ為  
メニ組合ノ業務ヲ執リ互ヒニ正直且忠実タ  
ルヘク而シテ組合ニ関スル凡テノ事ニツキ  
眞実ナル計算ト充分ナル知識ヲ他ノ組合員  
又ハ其適法ノ代權者ニ致スヘキナリ

第二百五十八節 組合員ハ組合ニ関スル取引  
ヨリ得タル利益ニ對シテ組合体ニ計算セサ  
ルヘカレズ

第二百五十九節 組合員若シ他ノ組合員ノ知  
識ト同意ナクシテ組合体ノ業務ト競争シ又

組合体、其ノ變更ヲ  
繼續體證ニテ示スル  
トス

後義務ニ對シテ組合  
員ノ財產ノ變更等トモ

組合債務及別個債  
務ノ仕拂

解散後組合員ノ權利  
及義務ノ繼續トス

解散ノ通知

ハ之ヲ妨碍スル業務ヲ營ムトキハカ、ル業  
務ニ於テ得シ凡テノ利益ニ向テ組合体ニ計  
算セサルハカラズ且ソレガ為メニ生セシ損  
失ニ對シ組合体ニ賠償セサルハカラズ

第二百六十節 組合体ニ與ハラル、カ又ハ組  
合体ノ取引ニ關シ第三者ニ與ハラレタル繼  
續保證ハ及對ノ合意ナキ以上ハ其組合ニ與  
ハラレタル組合又ハ其組合ノ取引ニ關シテ  
與ハラレタル組合ノ定款ノ變更ニヨリ將來  
ノ取引ニ對シテ言消サル

第二百六十一節 明示ノ合意ナキ以上ハ亡組  
合員ノ財產ハ其死亡後ニ組合体ニヨリテ員  
ハレシ義務ニ關シテ責ナシ

法典調査會

第二百六十二節 組合ノ員ハル連合債務ト組  
合員ノ員ハル別個ノ債務アル場合ニハ組合  
財產ハ先ツ組合体ノ債務ノ仕拂ニ適用セラ  
レサルハカラス而シテ若シ剩餘アレハ各組  
合員ノ持分ハ彼レノ別個債務ノ仕拂ニ適用  
セラル、カ又ハ彼レニ仕拂ハレサルハカラ  
ズ組合員ノ別個ノ財產ハ先ツ其別個債務ノ  
仕拂ニ適用セラレ若シ剩餘アレハ組合体ノ  
債務ノ仕拂ニ適用セラレサルハカラズ

第二百六十三節 組合ノ解散後組合員ノ權利  
及義務ハ其組合ノ業務ヲ捲結スルニ必要  
ナル凡テノ事ニ繼續ス

第二百六十四節 組合ノ取引スル人ハ自ラ其

組合、停止後法廷ニ  
ヨリ捲結セシムヲ  
請求スル組合員権

有限責任組合法人  
組合及株式會社

組合ノ解散ノ通知ヲ得ルニアラサレハ公告  
ナサレサル解散ニヨリテ影響ヲ受ケサルハ  
シ

第二百六十五節

反對ノ契約ナキ以上ハ組合  
ノ停止後各組合員又ハ其代権者ハ組合体ノ  
業務ヲ捲結シ債務ノ仕拂ヲ準備シ且其剩餘  
ヲソレク組合員ノ持分ニ應シテ分配セシム  
ヲ法廷ニ請求スルヲ得

説明此節ニ於ケル法廷トハ其土地ノ管轄

區域内ニ組合体ノ業務ノ場處又ハ業務  
ノ主要ナル場處ノ存スル區裁判所ニ下  
ラサル法廷ヲ意味

第二百六十六節

有限責任ノ組合法人トナサ

法典調査會

レタル組合及株式會社ノ如キ異常ノ組合  
ハソレニ關スル現行法ニヨリテ規定セラル  
ベシ